第６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

１．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

歴史的風致維持向上施設の整備は、本計画の実施、推進体制にある各審議組織に付議し、実施することを基本とする。

都市構造を示す歴史遺産である、街路、坂路（さかみち）、広見（ひろみ）、用水等の整備については、歴史的文脈に沿った修景整備をさらに進めるとともに、城下町金沢の文化的景観の保護に配慮しつつ、歴史に触れながら散策できる安全な歩行空間の確保を目指す。また、伝統的建造物群保存地区や歴史的街並み及びそれらを結ぶルートについてさらに無電柱化を推進し、市民が歴史的風致に親しむことができるような環境整備を図る。

歴史的街並みの多くは木造建築の密集している地区となっており、防災力向上のため拠点となる広場等の施設を積極的に整備する。歴史遺産の復元においては、発掘調査等を重ね情報を収集し、その構造等を明らかにしたうえでその価値に基づき、史実に即した復元整備を行う。

外国人旅行者等の受け入れ環境の整備については、本市の歴史的風致を「正しく」、「わかりやすく」伝えることを基本方針とし、案内板等の多言語化や観光案内ガイドの外国語能力向上など人材育成を図る。

歴史的風致維持向上施設の管理は、各施設が良好な歴史的風致を維持できるよう、施設管理者や所有者、地域住民、関係団体と連携を図り、適切に管理を行うこととする。

２．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

本計画において実施する事業は以下のとおりである。

（１）歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業

	事業 No.	事業名
①	方針（１）-01	金沢城公園整備事業
②	方針（１）-02	「土清水塩硝蔵跡」復元整備事業
③	方針（１）-03	野田山墓地整備事業
④	方針（１）-04	伝統的寺社建造物修復事業
⑤	方針（１）-05	長町景観地区保全活用事業
⑥	方針（１）-06	金澤町家再生活用事業
⑦	方針（１）-07	にし茶屋街修景整備事業
⑧	方針（１）-08	文化財保存助成事業
⑨	方針（１）-09	県指定文化財助成事業
⑩	方針（１）-10	景観修景事業
⑪	方針（１）-11	歴史的建造物保存活用事業
⑫	方針（１）-12	文化財ボランティア活動支援事業
⑬	方針（１）-13	本多の森公園整備事業
⑭	方針（１）-14	金沢の庭園文化発信事業
⑮	方針（１）-15	歴史的建造物保存修理アドバイザー制度事業

（２）歴史的街並みの保全に関する事業

	事業 No.	事業名
⑯	方針（２）-01	大野庄用水沿い整備事業
⑰	方針（２）-02	旧鶴来街道（県道～六斗広見、 蛤 坂）無電柱化事業
⑱	方針（２）-03	下新町通り無電柱化事業
⑲	方針（２）-04	ひがし茶屋街無電柱化事業
⑳	方針（２）-05	旧北国街道（ふくろう通り）無電柱化事業
㉑	方針（２）-06	金沢城お堀通り（尾崎神社前）無電柱化事業
㉒	方針（２）-07	観音町通り無電柱化事業
㉓	方針（２）-08	(都)寺町今町線東山～森山無電柱化事業
㉔	方針（２）-09	(都)専光寺野田線寺町３丁目～５丁目無電柱化事業
㉕	方針（２）-10	(都)小立野線無電柱化事業
㉖	方針（２）-11	鞍月用水沿い・旧古寺町無電柱化事業
㉗	方針（２）-12	安江町界隈整備事業
㉘	方針（２）-13	浅野川風情の道整備事業
㉙	方針（２）-14	こまちなみ保存事業
㉚	方針（２）-15	川筋景観保全事業
㉛	方針（２）-16	にし茶屋街緑地整備事業

㉜	方針(２)-17	眺望景観形成事業
㉝	方針(２)-18	木の文化都市・金沢 創出モデル事業
㉞	方針(２)-19	まちなか辰巳用水（高岡町排水路）修景整備事業
㉟	方針(２)-20	(都)寺町今町線森山～山の上無電柱化事業
㊱	方針(２)-21	泉鏡花文化交流拠点施設整備事業

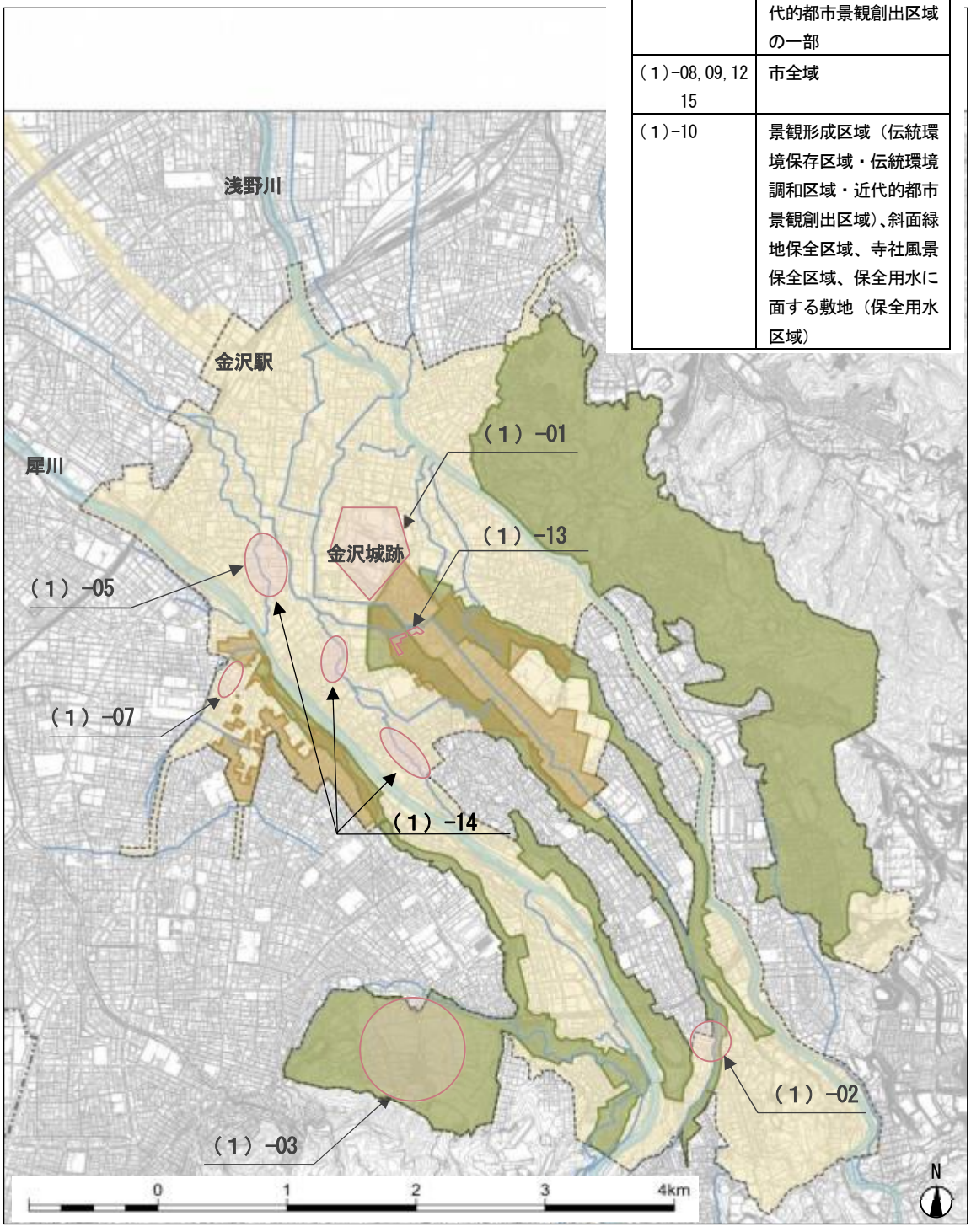
（３）歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

	事業 No.	事業名
㊲	方針(３)-01	斜面緑地保全育成事業
㊳	方針(３)-02	良好な広告景観形成事業
㊴	方針(３)-03	観光案内板整備事業
㊵	方針(３)-04	多言語化事業
㊶	方針(３)-05	人材育成事業
㊷	方針(３)-06	建築文化発信事業
㊸	方針(３)-07	公共シェアサイクル「まちのり」運営事業
㊹	方針(３)-08	加賀百万石回遊ルート魅力向上事業

（４）伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成に関する事業

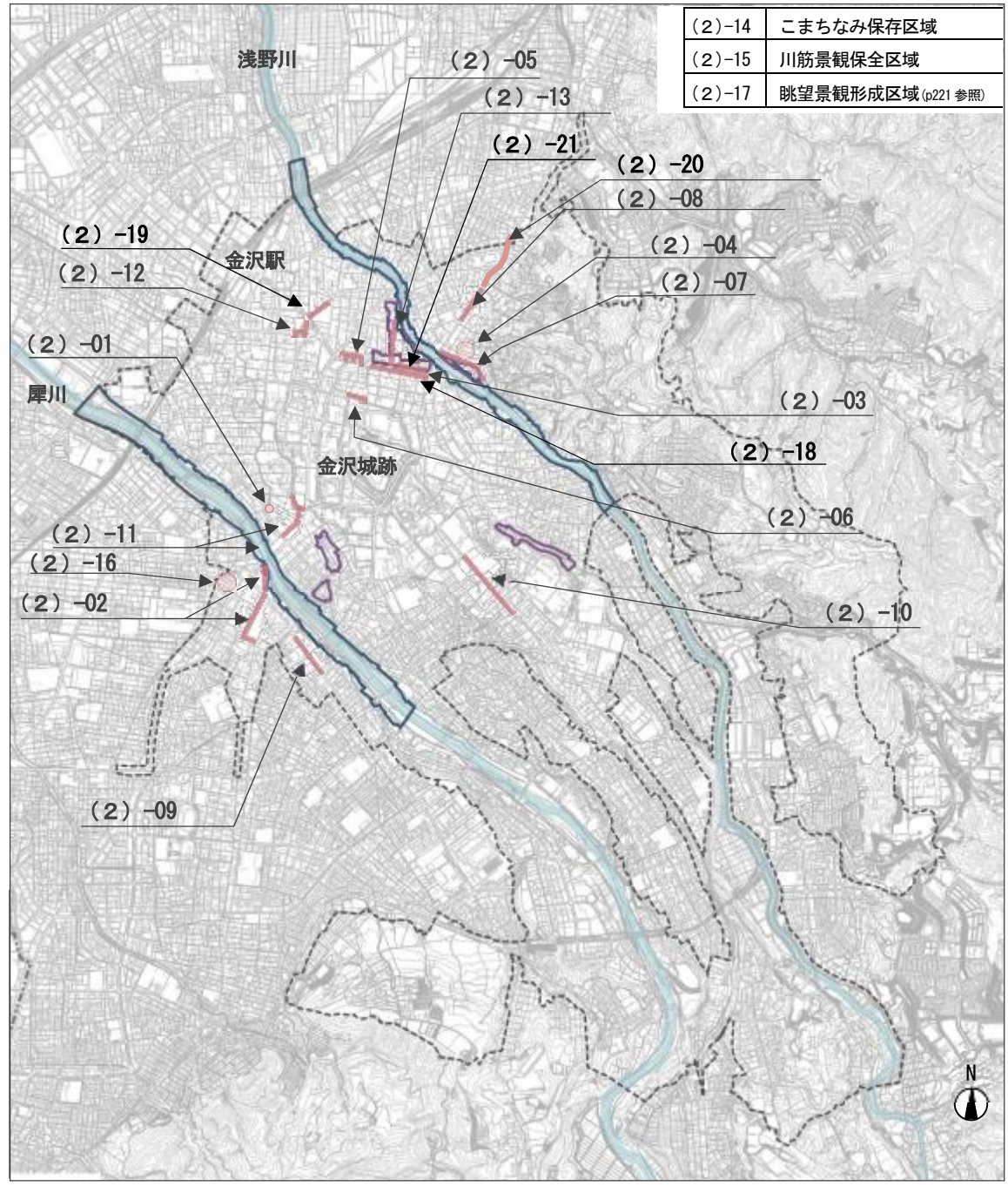
	事業 No.	事業名
㊺	方針(４)-01	金沢百万石まつり開催事業
㊻	方針(４)-02	工芸工房開設奨励事業
㊼	方針(４)-03	金澤町家職人工房開設事業
㊽	方針(４)-04	芸妓（げいぎ）文化継承支援事業
㊾	方針(４)-05	金沢の茶屋文化継承事業
㊿	方針(４)-06	金沢の茶屋文化継承資金利子補給事業
(51)	方針(４)-07	伝統産業技術研修者育成事業
(52)	方針(４)-08	加賀宝生（かがほうしょう）子ども塾事業
(53)	方針(４)-09	金沢素囃子（かなざわすばやし）子ども塾事業
(54)	方針(４)-10	金沢工芸子ども塾事業
(55)	方針(４)-11	金沢・茶道子ども塾事業
(56)	方針(４)-12	金沢伝統文化親子体験講座事業
(57)	方針(４)-13	金沢文化力向上カレッジ事業
(58)	方針(４)-14	子どもマイスタースクール
(59)	方針(４)-15	旧町名復活事業
(60)	方針(４)-16	こども芸術文化体験フェスタ開催事業
(61)	方針(４)-17	金沢学生大使文化芸術発信事業
(62)	方針(４)-18	わくわく子ども文化祭事業
(63)	方針(４)-19	職人大学校機能強化事業
(64)	方針(４)-20	薦づくり担い手育成事業

（1）-04, 06, 11	伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び近代的都市景観創出区域の一部
（1）-08, 09, 12 15	市全域
（1）-10	景観形成区域（伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・近代的都市景観創出区域）、斜面緑地保全区域、寺社風景保全区域、保全用水に面する敷地（保全用水区域）

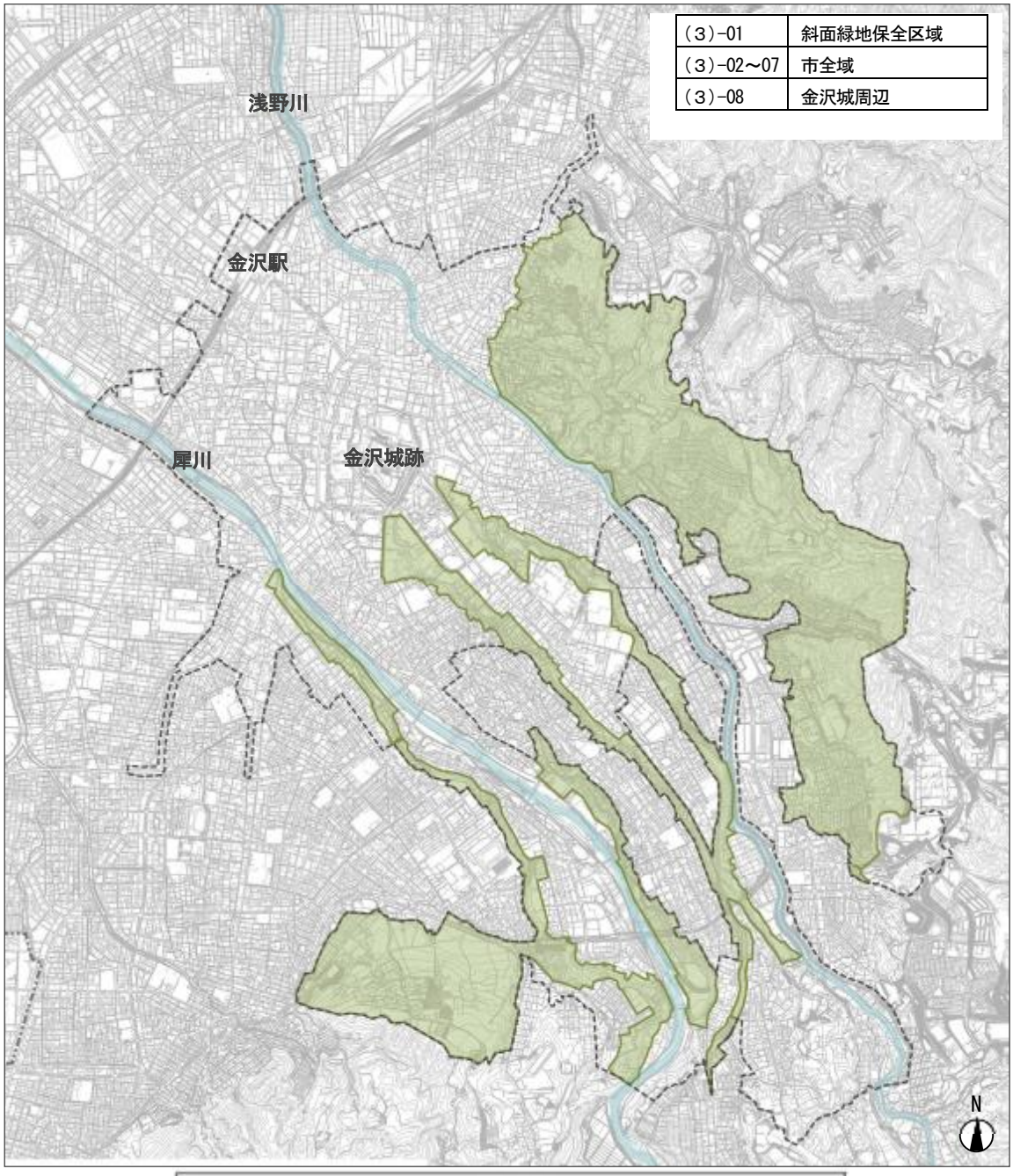


凡例			
重点区域	景観条例指定区域（景観形成区域）	斜面緑地保全区域	
	寺社風景保全区域	保全用水	

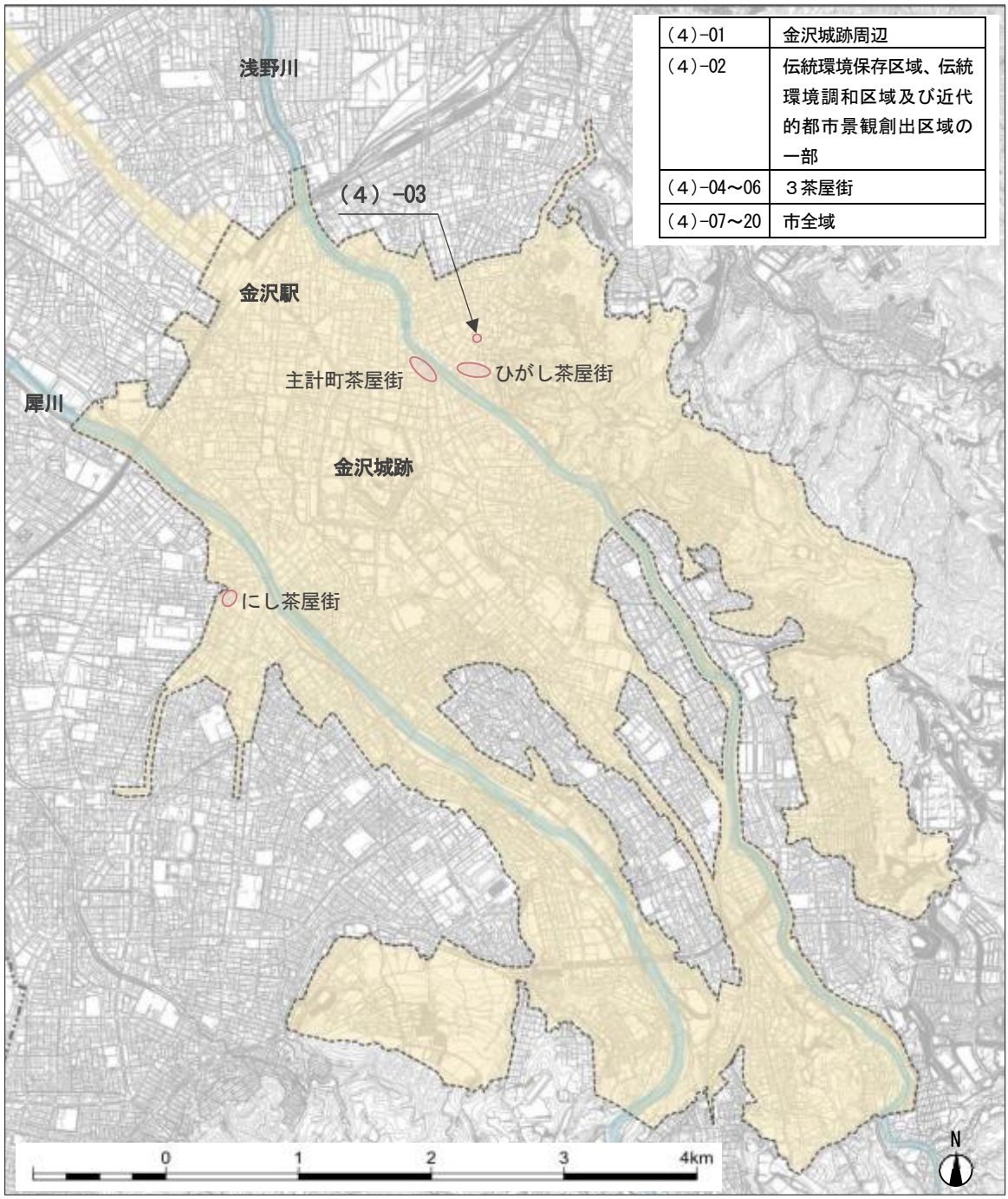
（１）歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業位置図



（２）歴史的街並みの保全に関する事業位置図



（３）歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業位置図



（４）-01	金沢城跡周辺
（４）-02	伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び近代的都市景観創出区域の一部
（４）-04～06	３茶屋街
（４）-07～20	市全域

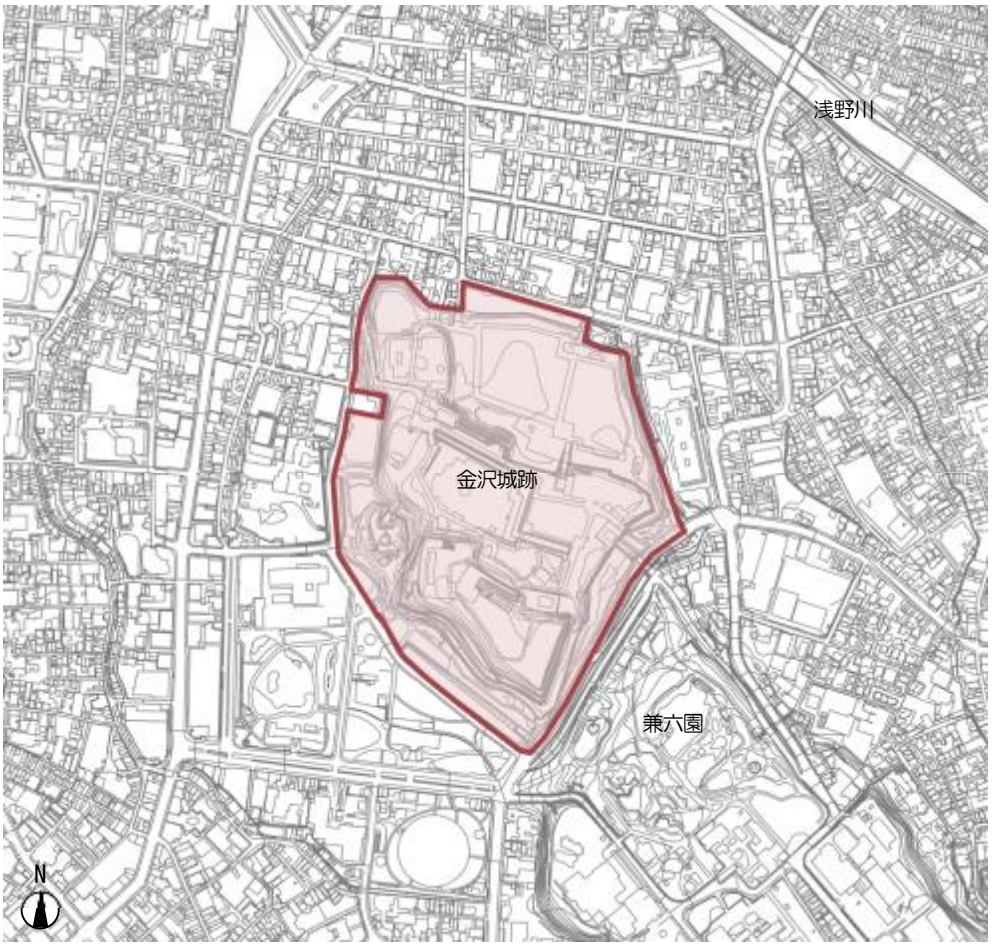
凡　例			
	重点区域		景観条例指定区域（景観形成区域）

（４）伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成に関する事業位置図

（１）歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業

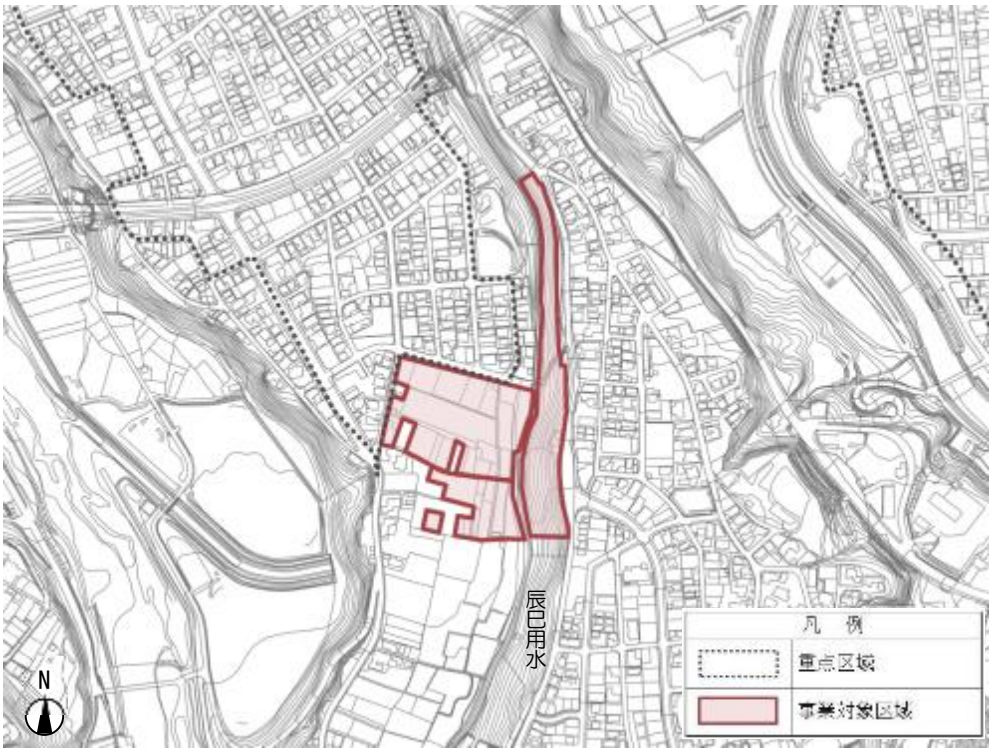
事業 No.	方針（１）-01		
事業名	金沢城公園整備事業		
事業主体	石川県	事業期間	平成７年度～令和９年度
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）		
事業概要	建造物等　：「石川門」の保存修理（平成 25 年度）とともに、 「河北門」、「橋爪門（二の門）」、「鼠多門」、「鼠多門橋」の復元整備 「二の丸御殿」の復元整備 堀　：「いもり堀」の段階復元、水堀化 石垣　：「修築」等の保全対策 庭園　：「玉泉院丸跡」の整備 便益施設等：「鶴の丸休憩館」の整備		
位置及び区域	丸の内地内		


二の丸の発掘調査



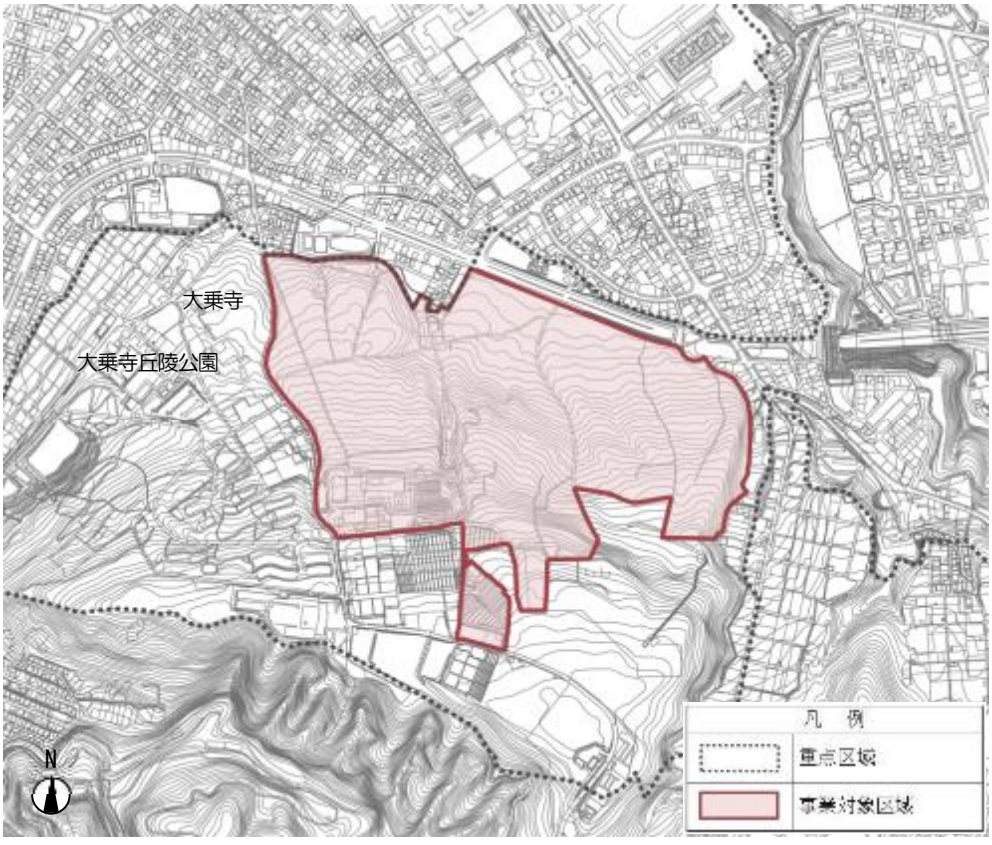
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

金沢城公園は石川県の歴史・文化・伝統を継承する「象徴」であり、その整備は、新たな交流人口の拡大と都心地区の魅力向上に大きく寄与するものである。

事業 No.	方針（１）-02		
事業名	「土清水塩硝蔵跡」復元整備事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 24 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業（平成 24 年度、26 年度） 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 25 年度） 史跡等購入費補助金（平成 27 年度～） 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（令和２年度～９年度）		
事業概要	「土清水塩硝蔵跡」の用地取得・復元整備（Ａ＝約１ ha）を行う。  		
位置及び区域	涌波１丁目、涌波町、大桑町地内 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

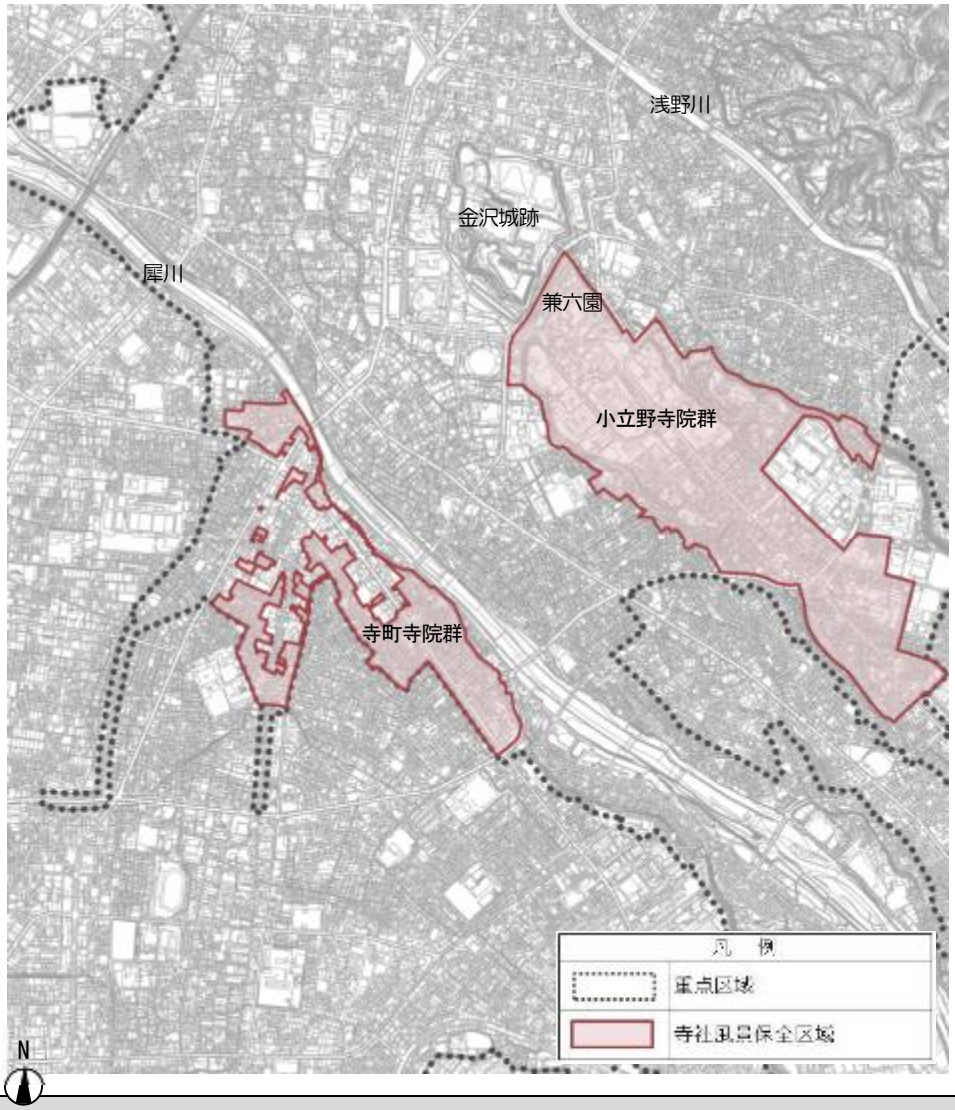
近世最大級の黒色火薬精製施設である国史跡「土清水塩硝蔵跡」の復元整備による保存、活用を進め、塩硝蔵の本質的な価値を可視化し、その魅力を多くの人々に伝える。また、塩硝を越中五箇山から城下の塩硝蔵へ運んだルート「塩硝の道」の中継点であった湯涌地区における歴史的風致の維持及び向上を図る。

事業 No.	方針（１）-03		
事業名	野田山墓地整備事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 22 年度～令和６年度
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業（平成 22 年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：平成 23 年度～令和６年度）		
事業概要	野田山墓地の整備（A＝約 42 ha）を行う。 		
位置及び区域	野田町地内 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

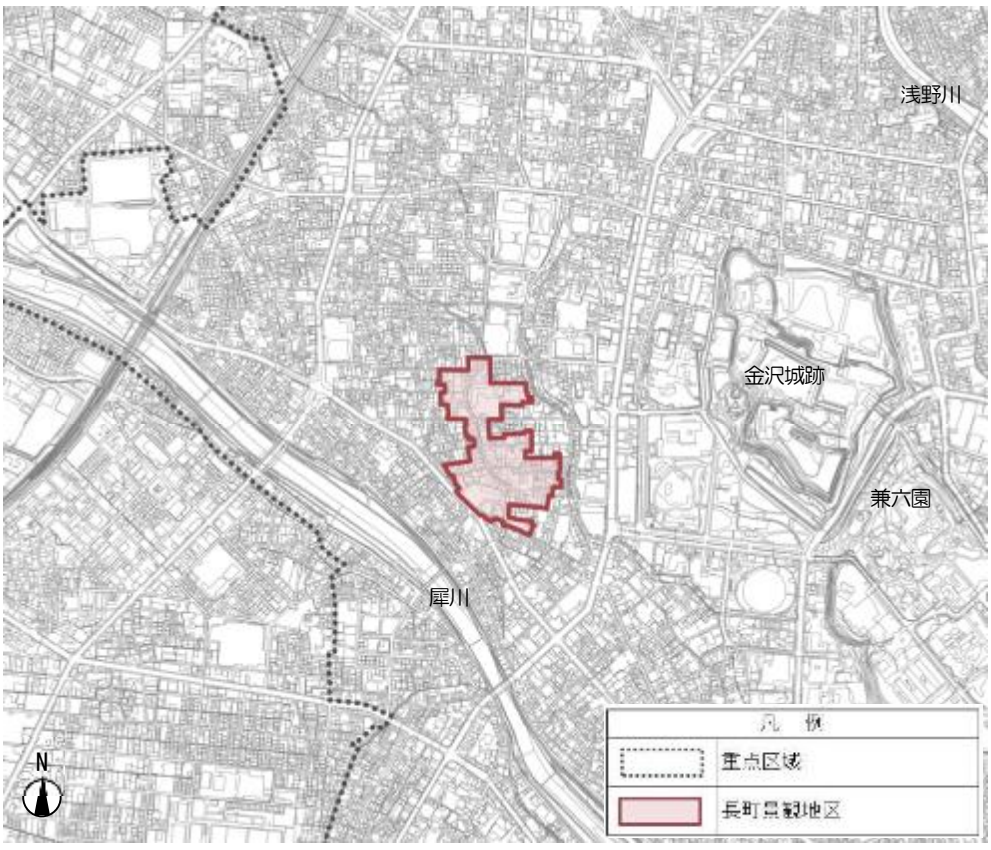
野田山墓地は、「加賀藩主前田家墓所」を頂点に、総数５万余基ともいわれる武士、町人層までの墓が立ち並ぶ、金沢の縮図ともいえる深淵（しんえん）かつ歴史的な墓地である。「加賀藩主前田家墓所」の緩衝地帯としての位置づけのもと、自然環境及び歴史性を重視した整備計画を策定した。これに基づき、参道・便益施設等の再整備を行い、歴史文化資産としての墓地の継承を図る。

事業 No.	方針（１）-04		
事業名	伝統的寺社建造物修復事業		
事業主体	金沢市	事業期間	昭和 45 年度～令和９年度
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業（平成 21 年度～22 年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成 23 年度～令和７年度） 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（平成 28 年度～令和２年度） 市単独事業（昭和 45 年度～令和９年度）		
事業概要	対象区域における寺社等の建物、土塀、山門、石積みの修復、復旧に対し助成を行う。		
位置及び区域	伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び近代的都市景観創出区域の一部		

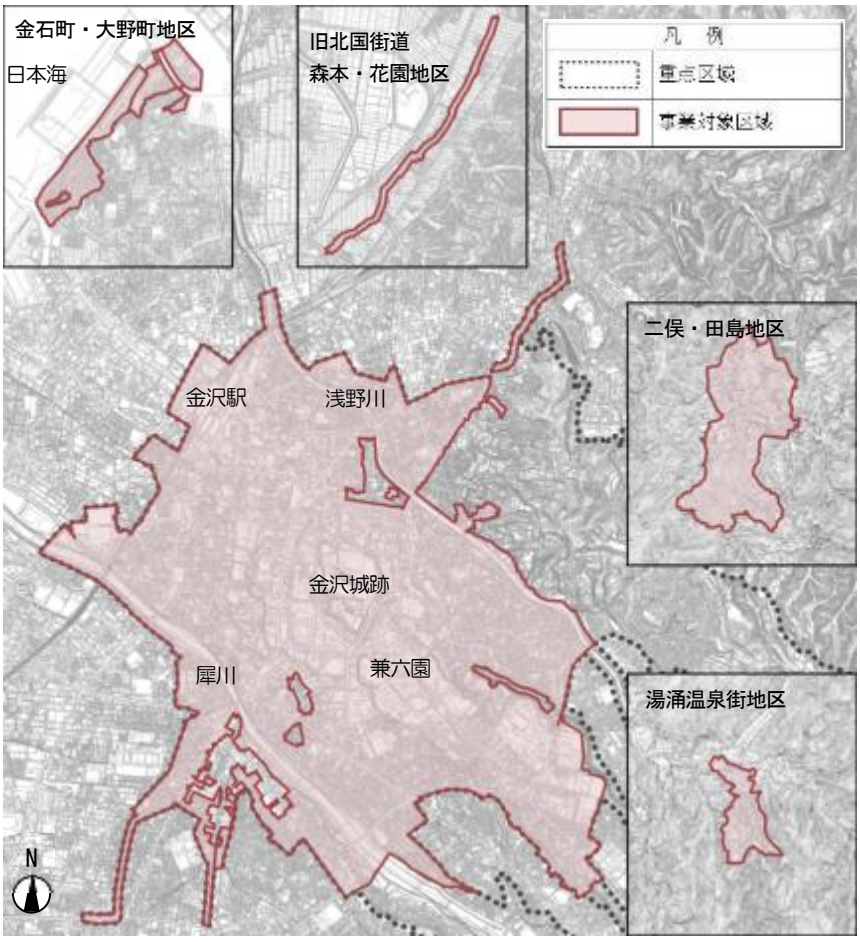


事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本市は平成 14 年（2002）「寺社風景保全条例」に基づく「寺社風景保全区域」を定め、寺院群の歴史的風致の保全に取り組んでいる。建物、土塀、山門の修復、滅失したものの復元及び石積みの復元、災害により被災したものの復旧を行い、歴史的街並みを後世に継承する。

事業 No.	方針（１）-05		
事業名	長町景観地区保全活用事業		
事業主体	金沢市	事業期間	昭和 39 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業（昭和 39 年度～令和９年度） 社会資本整備総合交付金（地域活力基盤創造交付金）（平成 26 年度～27 年度） 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（平成 28 年度～令和２年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成 29 年度～令和７年度） 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和８年度）		
事業概要	旧武士居住地に見る歴史的風致の重要な構成要素である長町武家屋敷群を、景観法に基づく景観地区に指定し、景観まちづくりを推進するとともに、建造物の修理や、樹木の雪吊り等に対する支援措置を創設し、長町景観地区の保全及び魅力の向上を図る。 また、地区内の土塀は、冬期の積雪等から保護するため薦の設置を行う。 		
位置及び区域	長町景観地区 		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観地区に指定し、建造物の修理や樹木の雪吊り等を行うことにより、まちなみを保全し、活用することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。		

事業 No.	方針（１）-06		
事業名	金澤町家再生活用事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 22 年度～令和９年度
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業（平成 22 年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成 23 年度～令和７年度） 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（平成 28 年度～令和２年度） 市単独事業（令和３年度～９年度）		
事業概要	金澤町家の再生活用を推進するため、対象区域内の金澤町家の内外部の修繕・補強、復旧に対し支援する。		
位置及び区域	金澤町家保全活用推進区域の内、伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域および茶屋街まちなみ修景事業の対象区域を除いた区域。又は、特定金澤町家として登録された建築物。		



事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

市内に残る金澤町家は、歴史的風致を形成する重要な構成要素であるが、年々滅失が進んだり、また、災害により被災したりすることで、金沢らしい街並みの魅力を損なう恐れがある。そのため、金澤町家の内外部の修繕、補強に対し支援を行い、金澤町家の再生活用を推進することで、その保全と活用を図る。

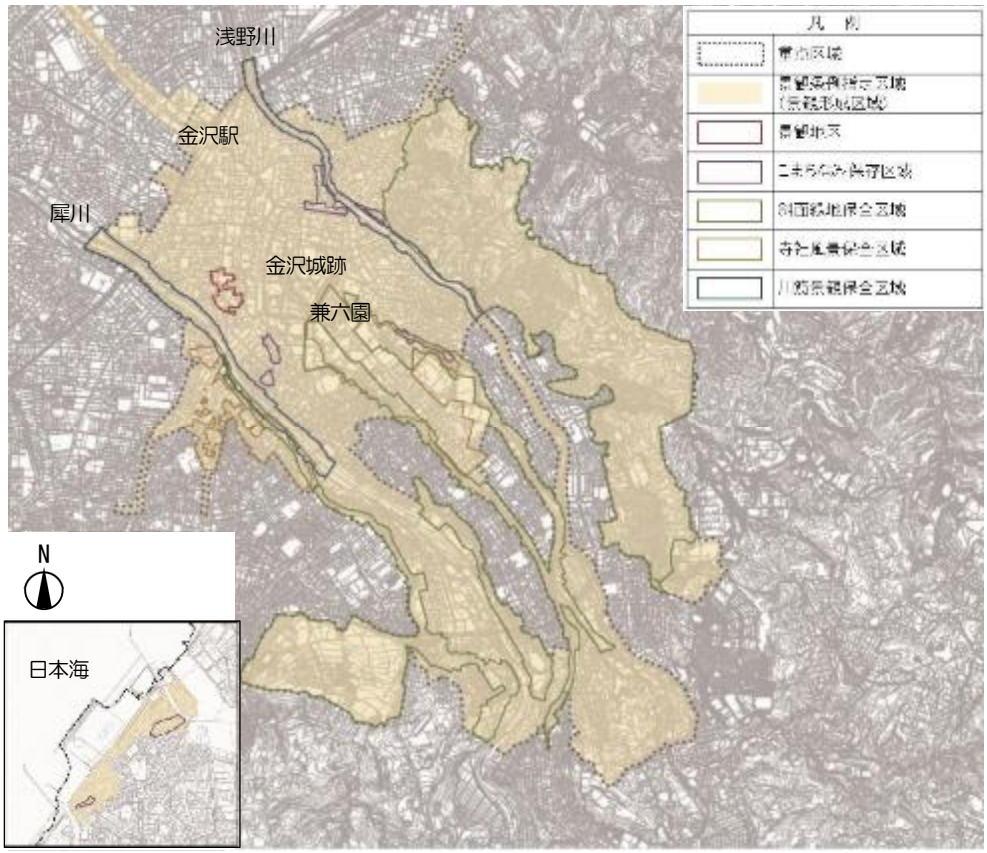
事業 No.	方針（１）-07		
事業名	にし茶屋街修景整備事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成元年度～令和９年度
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業（平成 21 年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成 23 年度～令和７年度） 市単独事業（平成元年度～令和９年度）		
事業概要	藩政期の面影を今も伝える「にし茶屋街」において地区内建造物の修理修景整備等に対し助成を行う。 		
位置及び区域	にし茶屋街 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

３茶屋街のひとつであり、茶屋様式の建物とともに茶屋文化も色濃く残っている「にし茶屋街」において、伝統的な建造物の保全、活用等を促進するため、外観の修復等に対し助成を行うことにより、茶屋街の魅力を醸し出す景観の向上を図る。

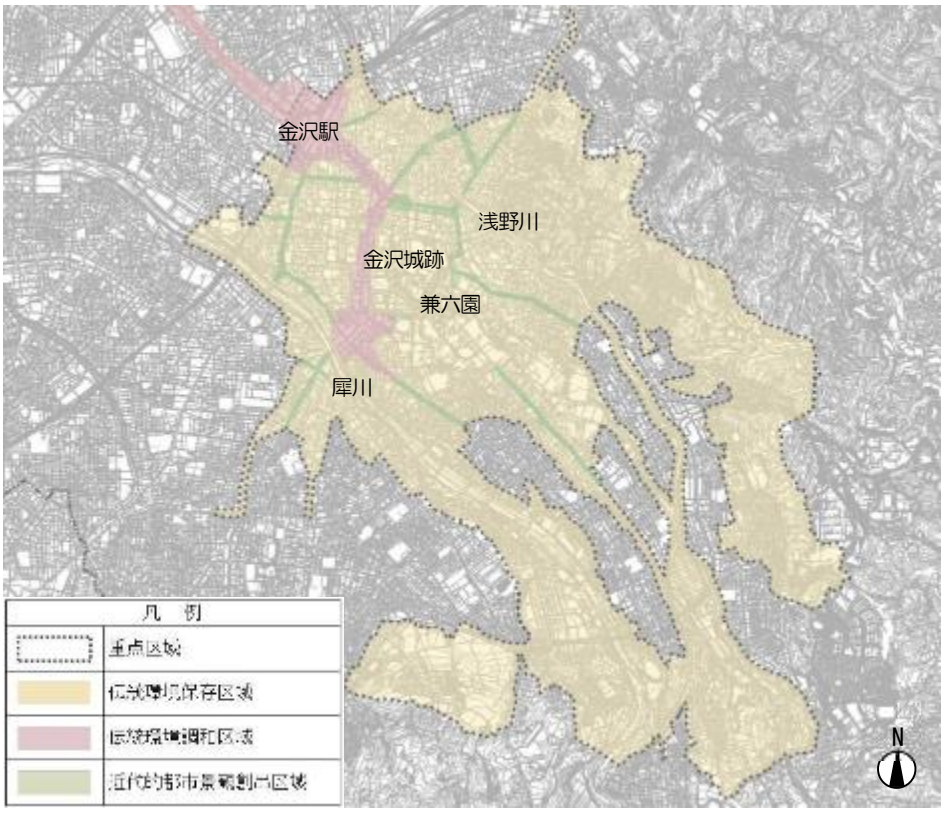
事業 No.	方針（１）-08		
事業名	文化財保存助成事業		
事業主体	金沢市	事業期間	昭和 24 年度～令和９年度
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業（平成 21 年度～22 年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成 23 年度～令和７年度） 市単独事業（昭和 24 年度～令和９年度）		
事業概要	金沢市文化財保護条例により指定されている文化財建造物等及び景観条例で指定されている保存対象物のうち、歴史的風致形成に寄与しているものについて、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理、災害に対する復旧に対して助成を行う。		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
伝統的な建造物の保存・復旧、活用を図るとともに、文化財としての価値の維持及び向上を図る。			

事業 No.	方針（１）-09	摘要	
事業名	県指定文化財助成事業		
事業主体	金沢市	事業期間	昭和 26 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	石川県文化財保護条例により指定されている文化財建造物等のうち、歴史的風致形成に寄与しているものについて、所有者等が行う良好な状態に維持または回復するための保存修理、災害に対する復旧に対して助成を行う。		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
石川県指定有形文化財を保存・復旧し、歴史的風致の維持を図る。			

事業 No.	方針（１）-10		
事業名	景観修景事業		
事業主体	金沢市	事業期間	昭和 58 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	景観関連条例指定区域において、道路に面する部分における板塀、土塀、生垣等の外構部分の修景に関する工事について助成を行う。 		
位置及び区域	景観形成区域（伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・近代的都市景観創出区域）、斜面緑地保全区域、寺社風景保全区域、保全用水に面する敷地 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

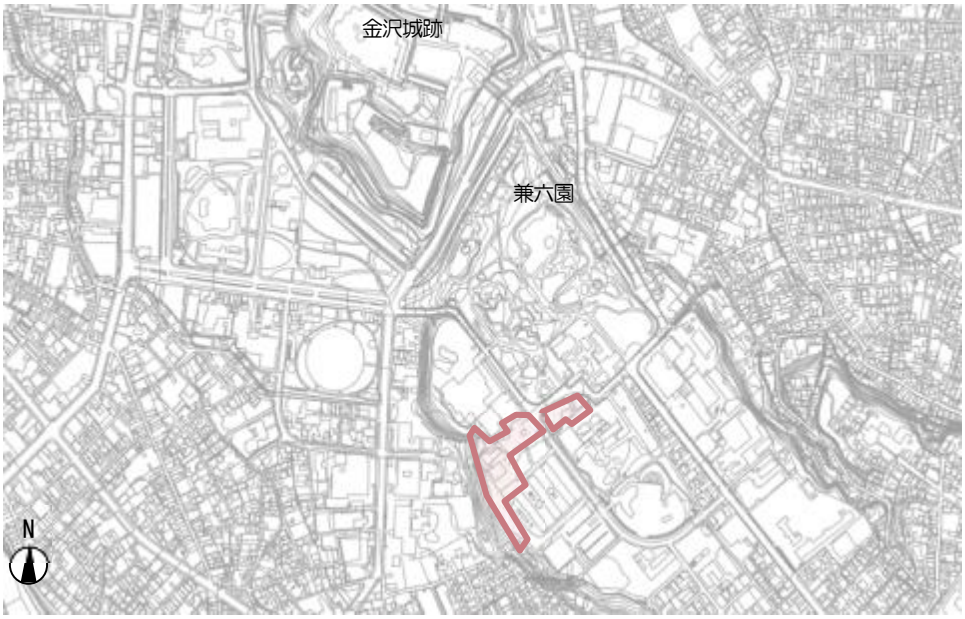
歴史的風致の保全に重要な景観構成要素である民地における沿道部分の外構空間等の修景により、周辺景観との調和や景観の向上を図る。

事業 No.	方針（１）-11		
事業名	歴史的建造物保存活用事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 21 年度～令和９年度
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業（平成 21 年度～22 年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成 23 年度～令和７年度） 市単独事業（令和３年度～９年度）		
事業概要	歴史的風致形成建造物及びその敷地を取得し、建造物の修理復元を行い、市民や観光客に広く公開活用する。  		
位置及び区域	重点区域 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

所有者による維持管理が困難になった歴史的建造物を、本市が取得し、修理復元を行いその存在価値を高め、積極的な公開活用を行うことで、歴史都市の魅力向上を図る。

事業 No.	方針（１）-12		
事業名	文化財ボランティア活動支援事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 20 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	金沢の歴史遺産を市民協働で保護していくことを目的としてボランティアを育成し、その活動を支援する。  		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
歴史的風致を維持していくためには、行政、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしていくことが必要である。文化財ボランティアは市民活動の核として、情報提供者の役割を担うとともに、周知啓発に繋がる調査活動に参加している。市がその活動を積極的に支援することで、協働による歴史的風致の維持及び向上を図る。			

事業 No.	方針（１）-13		
事業名	本多（ほんだ）の森公園整備事業		
事業主体	石川県	事業期間	平成 30 年度～令和元年度
事業手法	防災・安全交付金（都市公園等事業、都市公園安全・安心対策事業）		
事業概要	東京国立近代美術館工芸館の移転のための旧陸軍第九師団司令部庁舎及び旧陸軍金沢偕行社（いずれも国登録有形文化財）の移築工事に伴う周辺園地の整備を行う。  		
位置及び区域	出羽町地内  		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本市の歴史・文化・伝統を「象徴」する金沢城跡や兼六園に隣接する本多の森公園は、東京国立近代美術館工芸館の移転整備として、登録有形文化財建造物の旧陸軍庁舎を活用するとともに、周辺園地の一体整備を行うことで、周辺一帯の歴史文化ゾーンとしての魅力向上に大きく寄与するものである。

事業 No.	方針（１）-14		
事業名	金沢の庭園文化発信事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和３年度～９年度
事業手法	史跡等保存活用計画等策定事業費補助金（令和７年度～令和８年度） 市単独事業（令和７年度～令和９年度）		
事業概要	金沢の庭園が持つ多面的な価値を新たに「庭園文化」として位置付け、文化観光資源として効果的な活用を推進することにより、本市の魅力をさらに国内外に発信する。同時に、価値を共有する関係者間の協働などにより、歴史的庭園を持続可能なかたちで将来へと保存継承していくことをめざす。		
位置及び区域	市全域（主に旧城下町区域）		

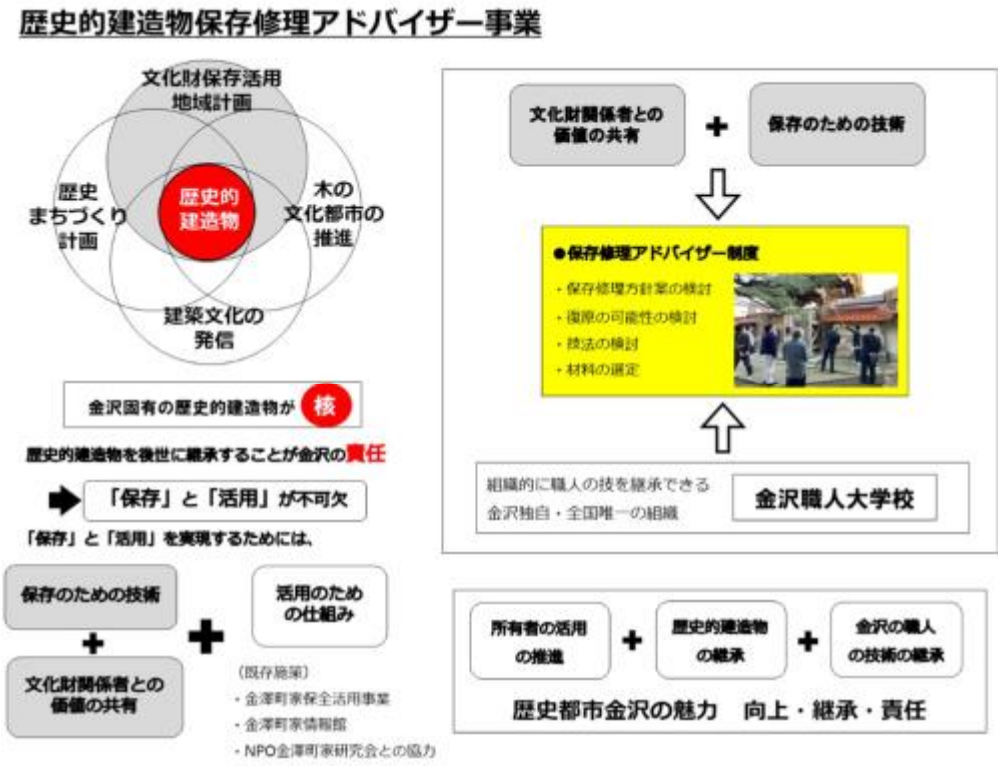


中心市街地の庭園群

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

都市の自然環境や用水網、建造物と密接にかかわり、茶道などのたしなみの文化とも親和性の高い庭園が、金沢の伝統環境や歴史的景観の形成に果たす役割は大きい。金沢の多彩な文化とも連動しながら庭園の保存・活用を進めることにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。

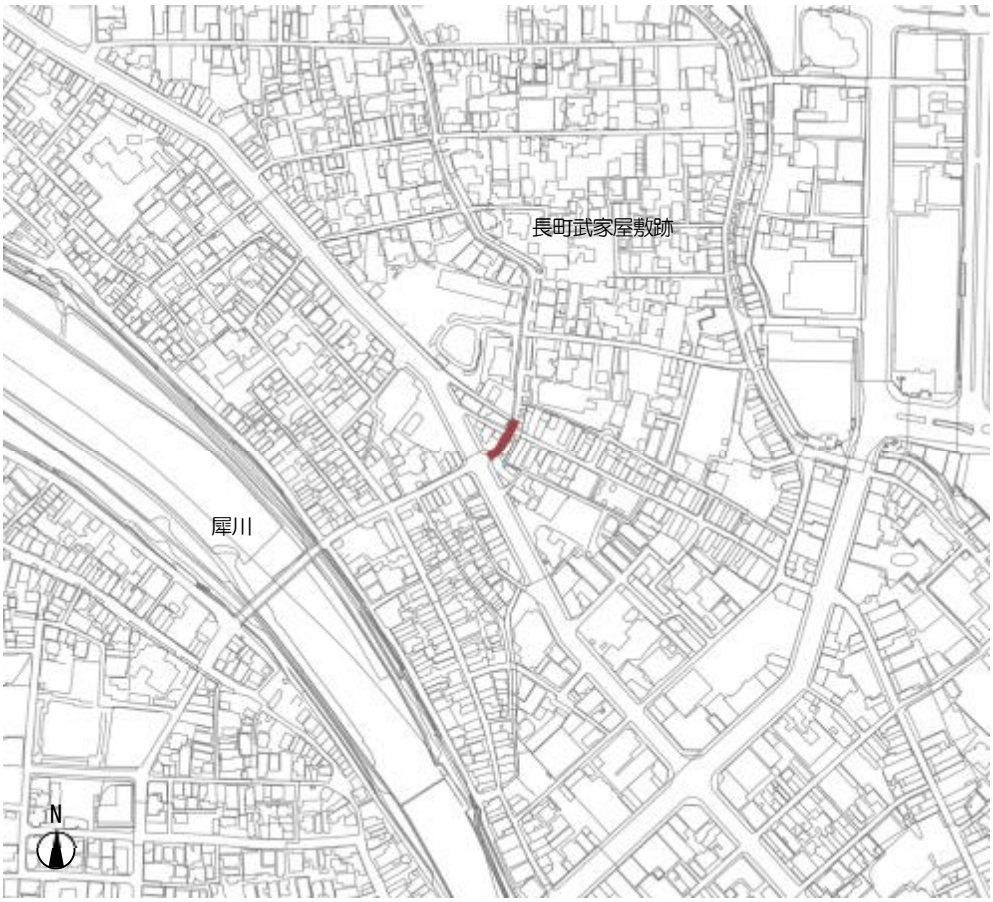
事業 No.	方針（１）-15		
事業名	歴史的建造物保存修理アドバイザー制度事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和４年度～７年度
事業手法	市単独事業（令和４年度～令和７年度）		
事業概要	金沢の貴重な歴史文化資産を正しく後世に継承するためには、文化財の価値が損なわれないための修理方法の検討が不可欠である。そのために必要な「専門性の高い知識」、「伝統的な技術」、「経験」を兼ね備えた金沢職人大学校修了生を有する金沢職人大学校に当該業務を委託し、本市の歴史文化資産を確実に次代に継承する。		
位置及び区域	市全域		

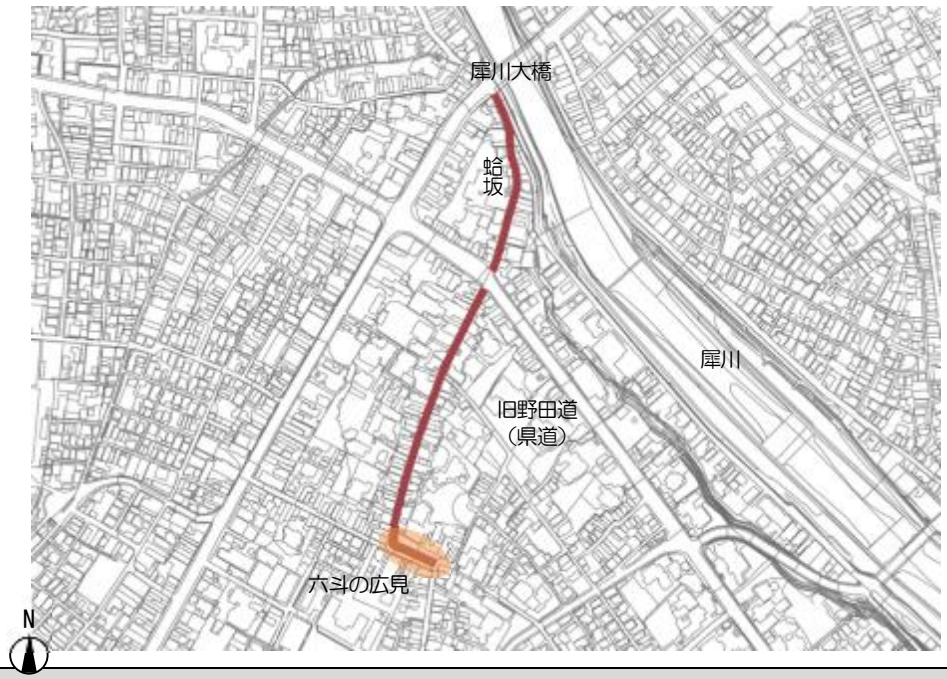


事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

歴史的風致の核となる存在が歴史的建造物であり、その保存修理事業を実施するためには、復原方法や技法、材料の選定など細部における修理方針の検討が必要となることから、金沢職人大学校修了生の技術を活かし、修理方針を作成し、価値を維持向上させる保存修理事業につなげることが、歴史的風致の維持向上に寄与する。

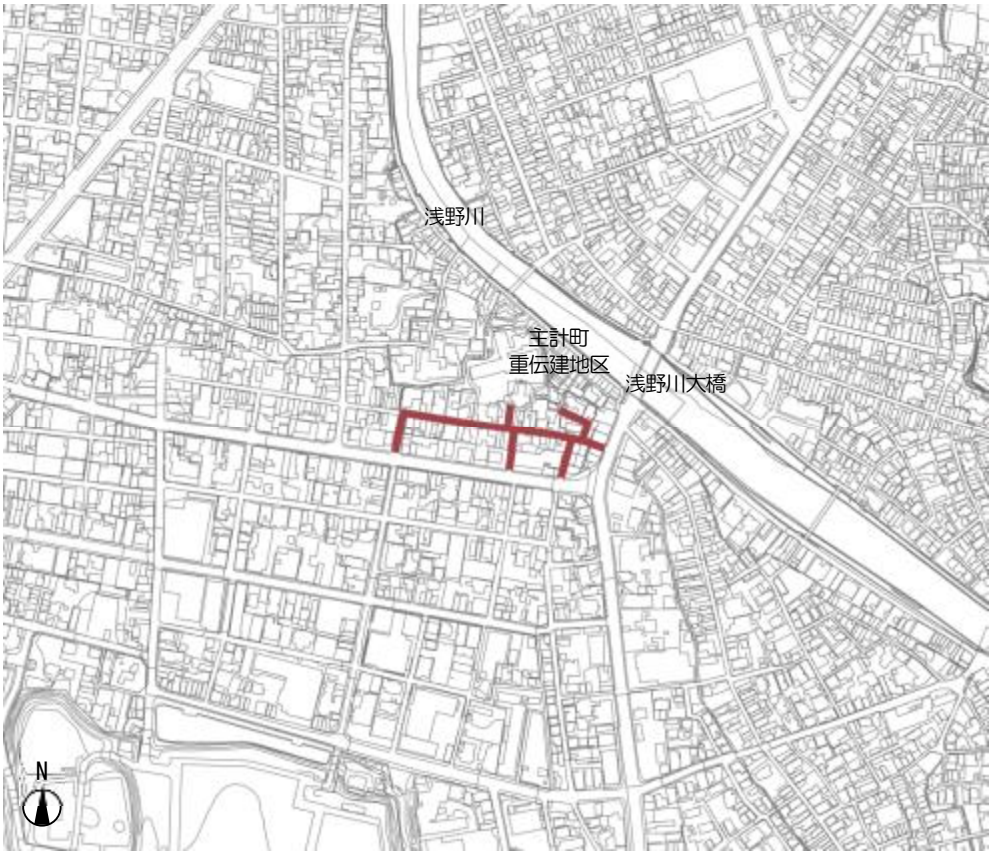
（２）歴史的街並みの保全に関する事業

事業 No.	方針（２）-01		
事業名	大野庄用水沿い整備事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 28 年度～30 年度
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		
事業概要	金沢で最も古い用水である大野庄用水は、灌漑（かんがい）、防火、防御、融雪などの多目的用水であったと同時に、金石（かないわ）港から大量の木材を運ぶために造られたことから、金沢城築城に大きな役割を果たしたといわれている。用水の歴史的・文化的価値に配慮するため、関係機関と連携しつつ、まちなかの大野庄用水の護岸を順次整備するとともに隣接道路において無電柱化及び修景整備を行う。大野庄用水護岸修景整備と併せ、中央通り口交差点から約 70mの区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。 		
位置及び区域	片町２丁目、長町２丁目地内 		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
旧武士居住地である長町武家屋敷群の歴史的街並みの保全及び周辺環境との調和を図る。			

事業 No.	方針（２）-02		
事業名	旧鶴来街道（県道～六斗の広見、蛤坂）無電柱化事業		
事業主体	金沢市	事業期間	県道～六斗の広見：平成 28 年度～令和９年度 蛤坂：令和９年度以降
事業手法	県道～六斗の広見：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業：平成 28 年度～30 年度）、防災安全交付金（令和元年度）、 無電柱化推進計画事業補助（令和２年度～３年度） 都市構造再編集中支援事業（令和４年度～９年度） 蛤坂：都市構造再編集中支援事業（令和９年度以降）		
事業概要	県道～六斗の広見：旧野田道から六斗の広見までの約 350m区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。 		蛤坂：旧鶴来街道にある蛤坂（L=約 200m）において、無電柱化、道路修景整備を行う。 
位置及び区域	野町１丁目、野町３丁目、寺町５丁目地内 		

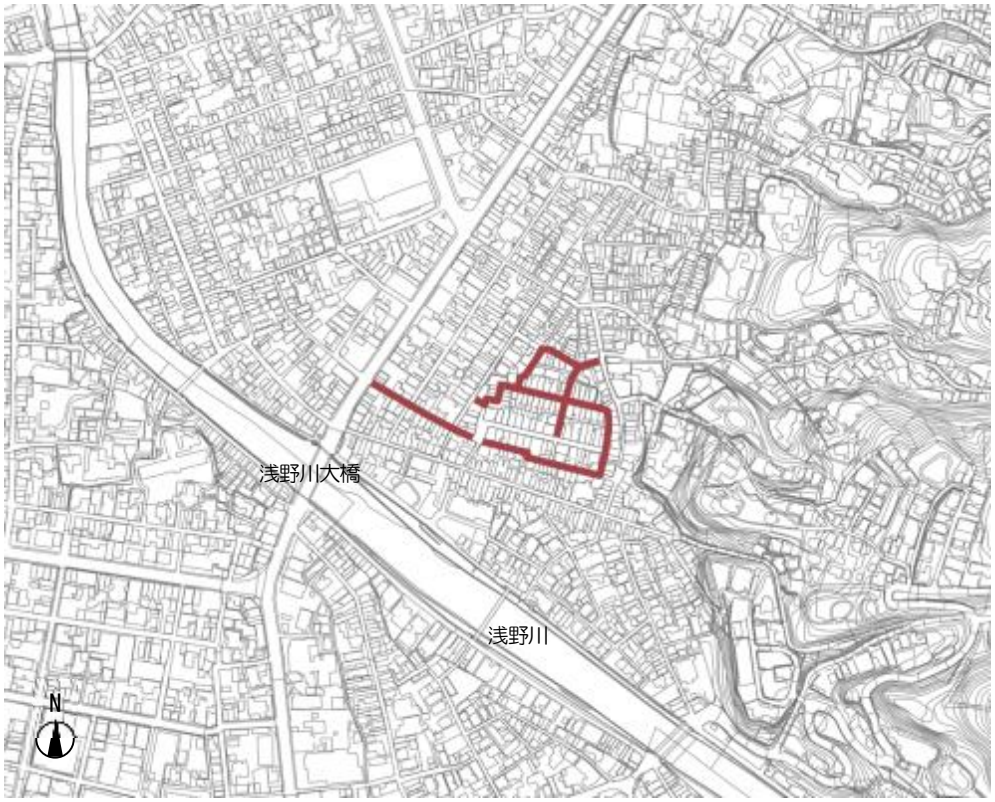
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

鶴来街道は藩政期「幕府巡見使道」として整備された道路であり、蛤坂はその起点にあたる坂であり、周辺界隈には３寺院群の一つである寺町寺院群が形成されている。また、この街道の大部分は平成 24 年 12 月に寺町台伝統的建造物群保存地区に選定されており、無電柱化及び道路修景により、町家や寺社が建並ぶ歴史的街並みの保全を図る。

事業 No.	方針（２）-03		
事業名	下新町（しもしんちょう）通り無電柱化事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 28 年度～令和９年度
事業手法	防災安全交付金（道路事業：平成 28 年度～令和元年度） 無電柱化推進計画事業補助（令和２年度～９年度）		
事業概要	こまちなみ保存区域である「旧新町区域」の約 400m区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。 		
位置及び区域	尾張町２丁目、下新町地内 		

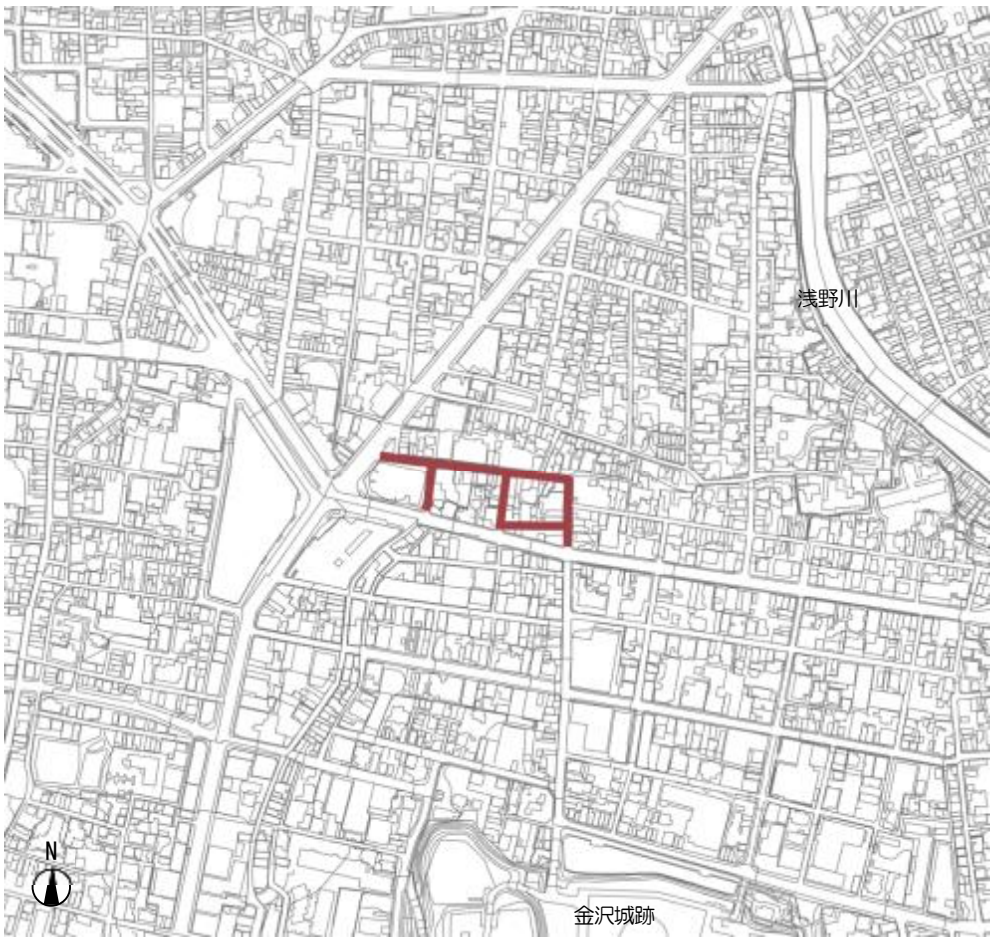
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

主計町（かずえまち）重要伝統的建造物群保存地区に隣接する「下新町」は、軒や格子が連なる町家の街並みを今もなお色濃く残し、主計町と一体となった歴史的風致を形成している。区域内において無電柱化及び道路修景により、旧町人居住地の歴史と風格を活かす落ち着いた街並みの保全を図る。

事業 No.	方針（２）-04		
事業名	ひがし茶屋街無電柱化事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 23 年度～令和９年度
事業手法	社会資本整備総合交付金（道路事業：平成 23 年度～24 年度） 防災安全交付金（道路事業：平成 25 年度～26 年度） 市単独事業（平成 28 年度） 防災安全交付金（道路事業：平成 29 年度～令和元年度） 無電柱化推進計画事業補助（令和２年度～９年度）		
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区である東山ひがしの一番丁、三番丁、四番丁通り、及び観光バス駐車場からひがし茶屋街までのアプローチとなるルート（計 L＝約 660m）において無電柱化を行う。 		
位置及び区域	東山１丁目地内（重要伝統的建造物群保存地区内） 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

東山ひがしではメイン通りである二番丁通りの無電柱化が完了しているが、地区全域を面的に無電柱化することで、茶屋街としての美しい都市景観の形成を図る。

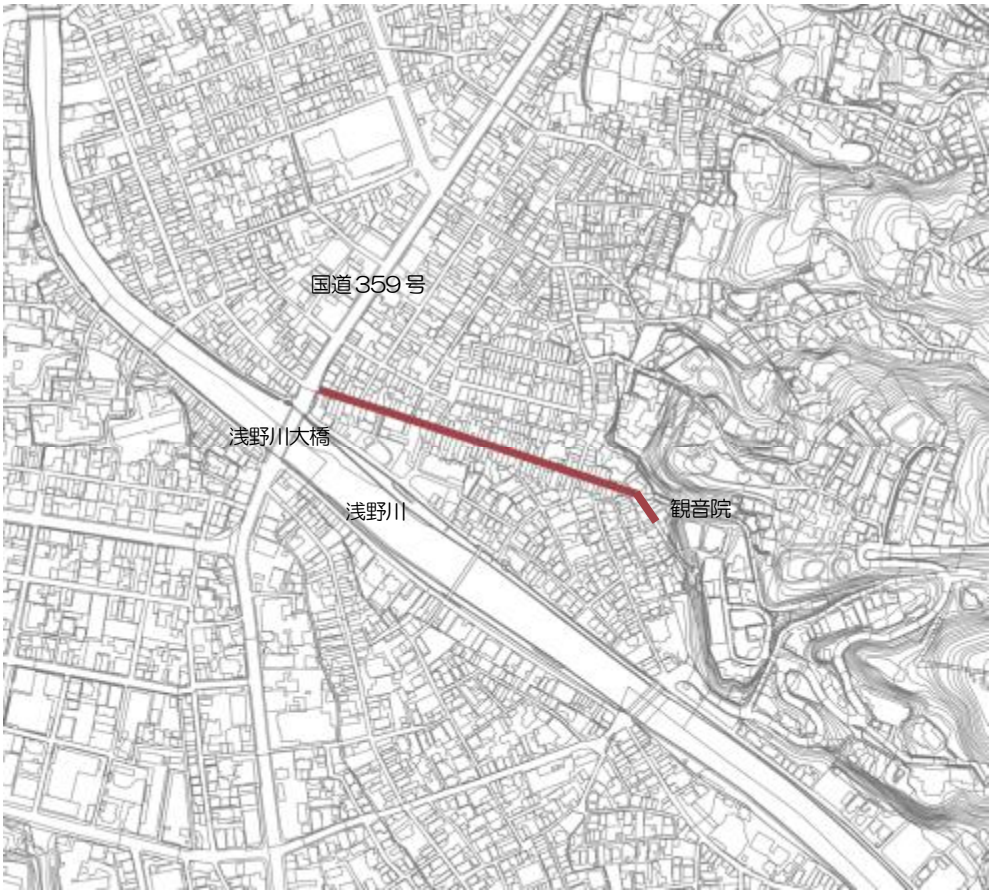
事業 No.	方針（２）-05		
事業名	旧北国街道（ふくろう通り）無電柱化事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 27 年度～令和８年度
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業：平成 27 年度～30 年度） 防災安全交付金（令和元年度） 無電柱化推進計画事業補助（令和２年度～８年度）		
事業概要	旧町名復活した袋町地内において約 430m 区間の無電柱化を行う。 		
位置及び区域	袋町、尾張町２丁目地内 		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当区間は旧城下町の主要幹線となる旧北国街道であり、歴史的建造物が点在している。無電柱化により、旧町人居住地における歴史的風致にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の確保し、美しい都市景観の形成を図る。		

事業 No.	方針（２）-06		
事業名	金沢城お堀通り（尾崎神社前）無電柱化事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和５年度～９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	お堀通りの金沢城黒門前から尾崎神社までの約 210m区間の無電柱化を行う。 		
位置及び区域	西町四番丁、丸の内、大手町、博労町地内 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

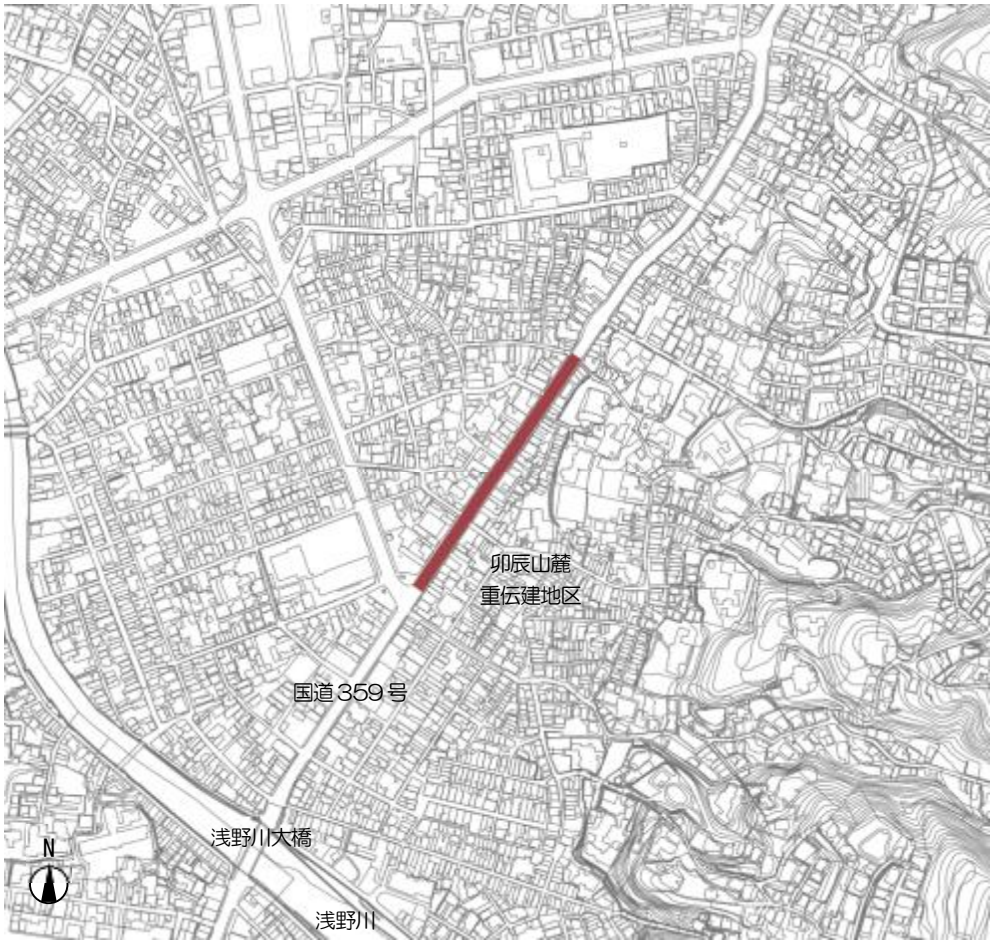
尾崎神社（本殿ほか重要文化財（建造物））から金沢城黒門までの区間を、無電柱化により歴史的風致にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の確保を行い、美しい都市景観の形成を図る。

なお、本路線は、金沢城跡を周遊する最後の無電柱化未実施区間である。

事業 No.	方針（２）-07		
事業名	観音町通り無電柱化事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 28 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業（平成 28 年度）、 防災・安全交付金（道路事業：平成 28 年度～令和元年度） 無電柱化推進計画事業補助（令和２年度～９年度）		
事業概要	国道 359 号から観音院へ至る約 490m 区間において無電柱化を行う。 		
位置及び区域	観音町１丁目～３丁目地内 		

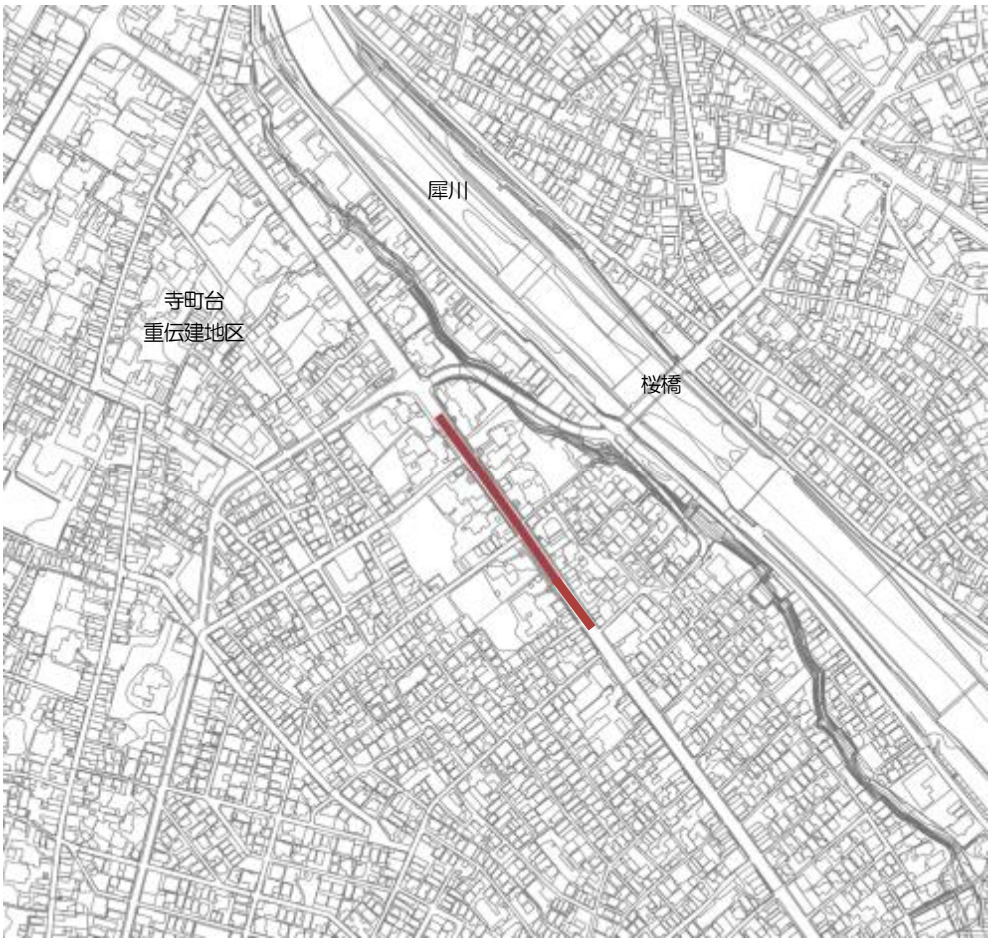
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

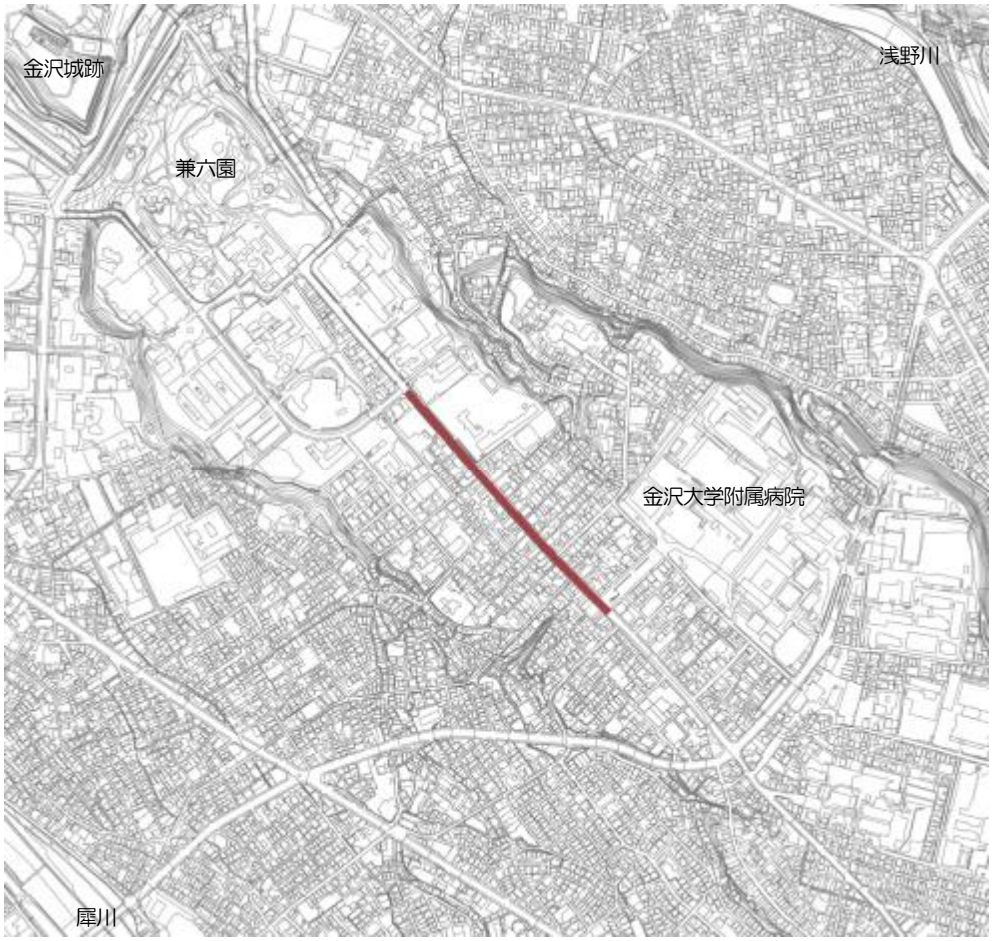
当該区間は卯辰山麓（うたつさんろく）重要伝統的建造物群保存地区にあり、歴史都市金沢を象徴する金沢城周辺地区や同じく重要伝統的建造物群保存地区である主計町（かずえまち）、ひがし茶屋街と一体となって歴史的風致を形成する道路の無電柱化を行い、安全な歩行空間の整備や美しい都市景観の向上を図る。

事業 No.	方針（２）-08		
事業名	(都)寺町今町線東山～森山無電柱化事業		
事業主体	石川県	事業期間	平成 28 年度～令和７年度
事業手法	無電柱化推進計画事業（補助事業）		
事業概要	東山交差点から森山一丁目交差点までの約 280m区間において、無電柱化と道路の修景整備を行う。 		
位置及び区域	東山３丁目～森山１丁目地内 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

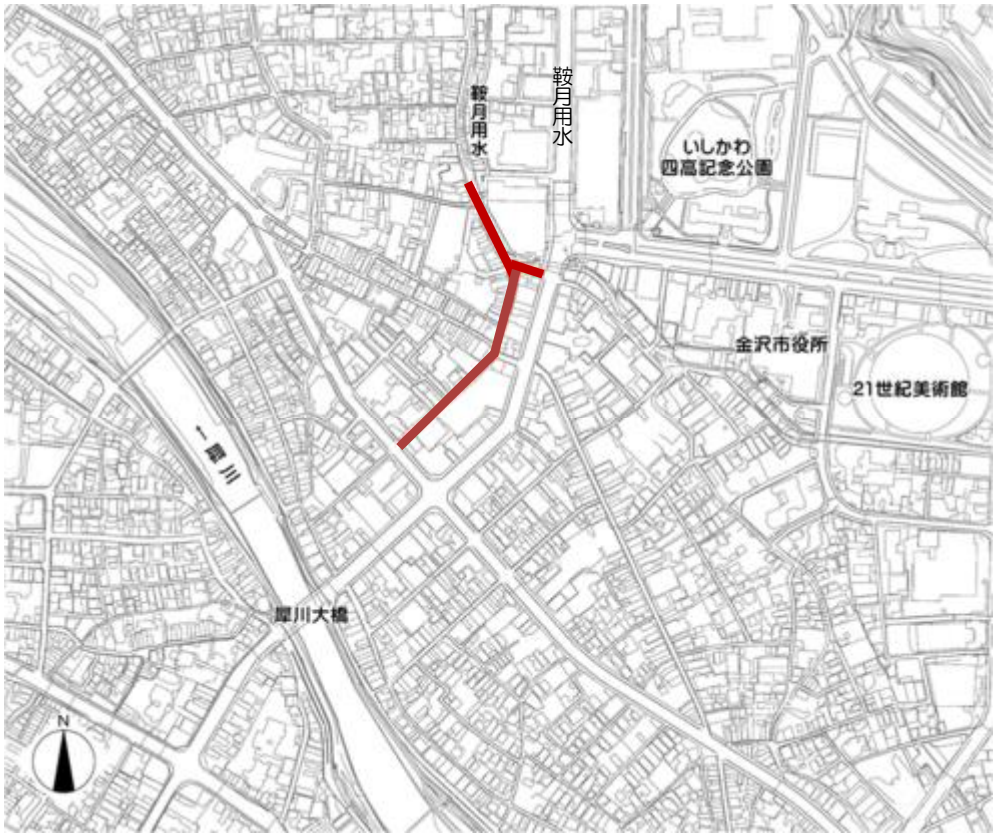
当該区間は卯辰山麓（うたつさんろく）重要伝統的建造物群保存地区に隣接し、歴史都市金沢を象徴する金沢城周辺地区や同じく重要伝統的建造物群保存地区である主計町（かずえまち）、ひがし茶屋街と一体となって歴史的風致を形成する道路の無電柱化を行い、安全な歩行空間の整備や美しい都市景観の向上を図る。

事業 No.	方針（２）-09		
事業名	(都)専光寺野田線寺町３丁目～５丁目無電柱化事業		
事業主体	石川県	事業期間	平成 28 年度～
事業手法	無電柱化推進計画事業（補助事業）		
事業概要	寺町５丁目から寺町３丁目交差点付近（妙法寺前付近）までの約 300m区間において、無電柱化と道路の修景整備を行う。 		
位置及び区域	寺町５丁目～３丁目地内 		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
当該事業区間の界隈（かいわい）には藩政期に形成された３寺院群の中で最大規模である寺町寺院群が形成されている。安全な歩行空間の整備に加え、無電柱化を行い、町家や寺社などの美しい都市景観の形成を図る。			

事業 No.	方針（２）-10		
事業名	(都)小立野線無電柱化事業		
事業主体	石川県	事業期間	平成 25 年度～
事業手法	無電柱化推進計画事業（補助事業）		
事業概要	北陸学院前交差点から金沢大学附属病院前までの約 530m区間において、無電柱化と道路の修景整備を行う。 		
位置及び区域	飛梅町～石引１丁目地内 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

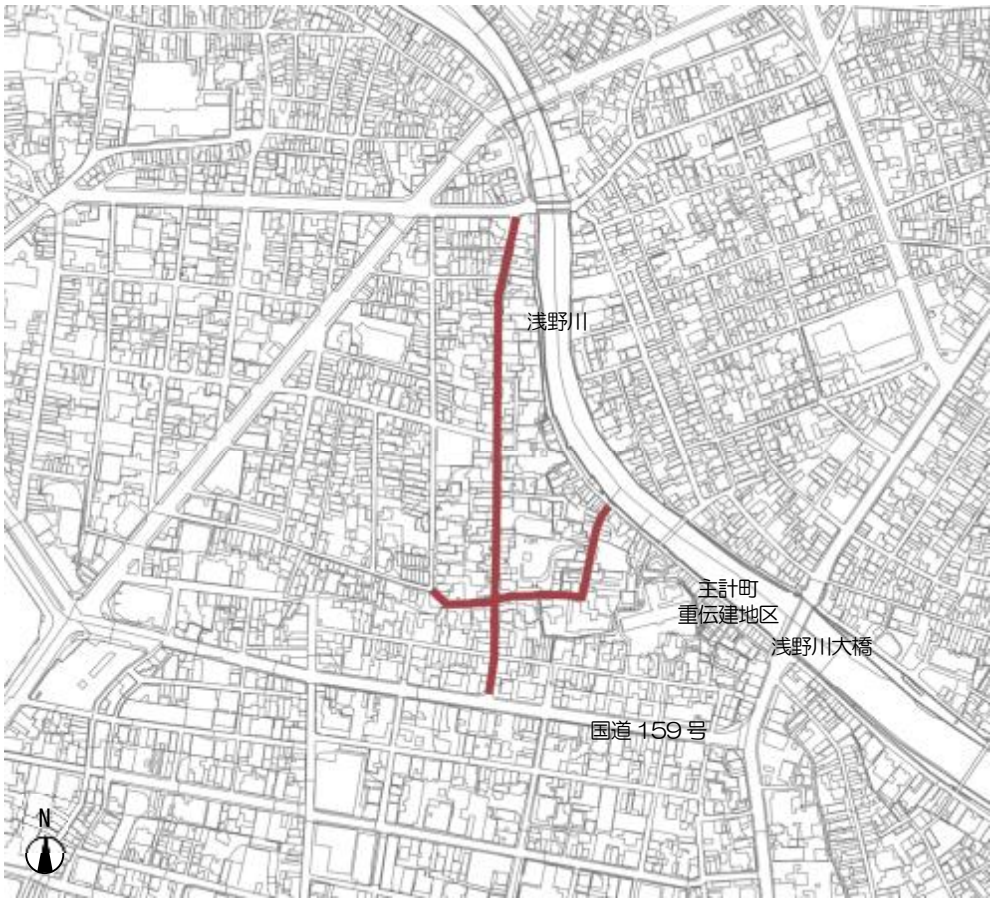
当該事業区間の界隈には藩政期に形成された３寺院群の一つである小立野寺院群が形成されている。安全な歩行空間の整備に加え、無電柱化を行い、隣接する辰巳用水とともに美しい都市景観の形成を図る。

事業 No.	方針（２）-11		
事業名	鞍月用水沿い・旧古寺町無電柱化事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和４年度～９年度
事業手法	無電柱化推進計画事業補助		
事業概要	犀川大橋北詰から鞍月用水までのうち、約 400m区間において、無電柱化を行う。 		
位置及び区域	片町２丁目地内 		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
藩政初期にこの地に寺が集められ、その後、ほとんどが寺町台へ移されたことから旧古寺町と名付けられた。この区間は、かつて城下の要所であった香林坊橋と、金沢の「三文豪」の一人である室生犀星の生家がほとりにあることから名付けられた「犀星のみち」とを繋ぐルートにあり、無電柱化により歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の確保を行い、美しい都市景観の形成と、界隈の回遊性の向上を図る。			

事業 No.	方針（２）-12		
事業名	安江町界隈整備事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 29 年度～令和２年度
事業手法	［無電柱化事業・道路修景事業］ 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業：平成 29 年度～令和元年度） 無電柱化推進計画事業補助（令和２年度） ［用水修景事業］ 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（令和元年度）		
事業概要	金沢駅武蔵南地区の再開発事業に併せ、駅通り線までの約 90m区間において、周辺道路の修景整備を行うとともに、約 125m区間において無電柱化整備を行う。 また、辰巳用水として維持管理されている西外惣構の暗渠区間（約 90m）は、用水景観の保全のための修景整備（開渠化）を行う。  開渠化・道路修景  無電柱化		
位置及び区域	安江町地内 		

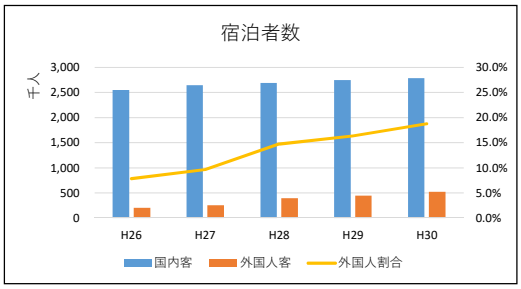
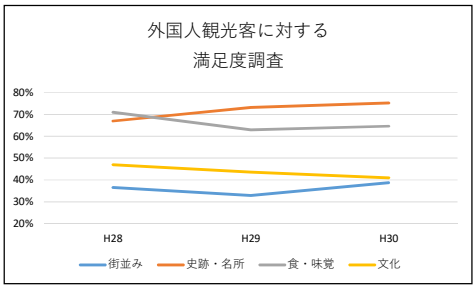
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。西外惣構に位置する当該箇所は、現在辰巳用水として維持管理されているが、そのほとんどが暗渠化されている。可能な箇所で開渠化することによって市民へのＰＲを含め歴史遺産に対する保全意識の向上を図る。同時に開渠化区間の道路修景整備、併せて無電柱化を行うことで、安江町界隈の美しい都市景観の形成を図る。

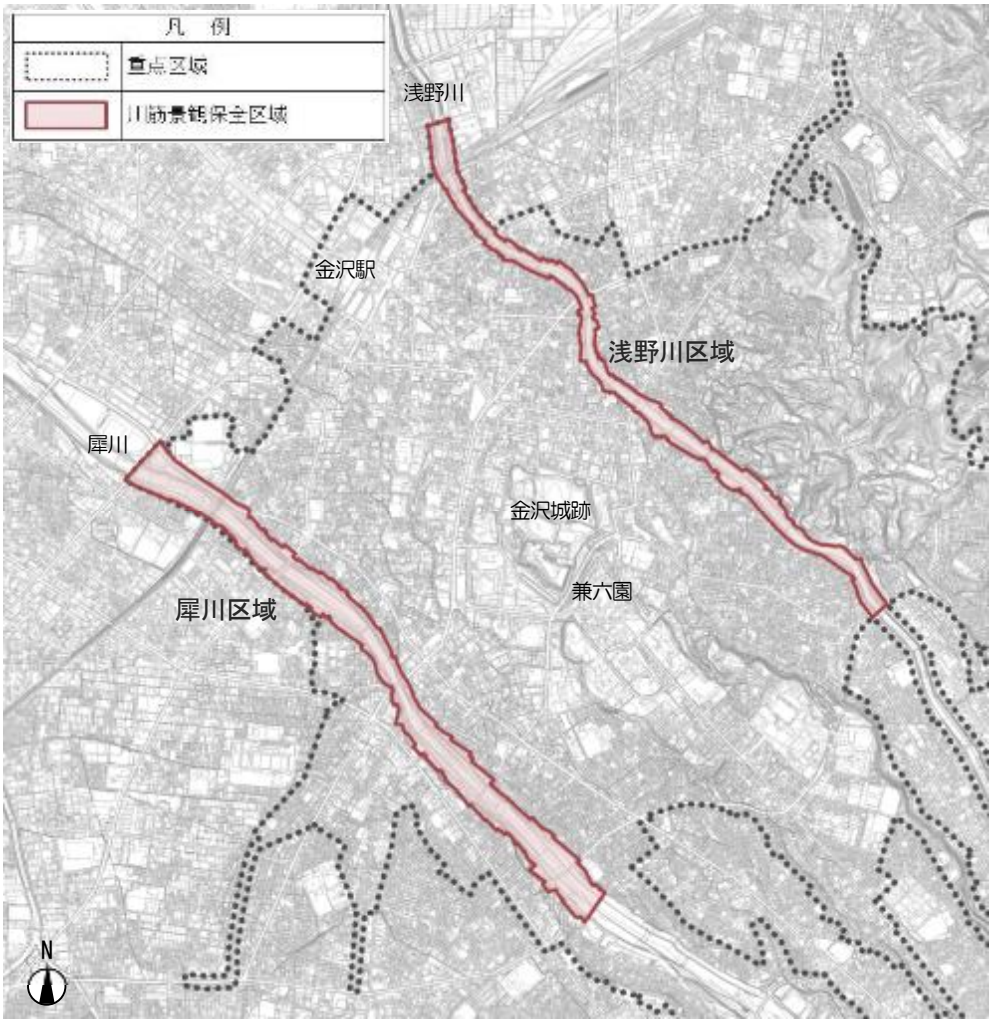
事業 No.	方針（２）-13		
事業名	浅野川風情の道整備事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和４年度～９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	こまちなみ保存区域の「旧新町区域」と「旧彦三一番丁・母衣町区域」内の道路修景整備を、国道 159 号から彦三町１丁目地内の約 760ｍ区間において行う。 		
位置及び区域	尾張町２丁目～彦三町１丁目地内 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

当区域は、町家系住宅である旧新町と武士系住宅の彦三町そして、隣接する主計町の茶屋街が一体となり歴史的風致が形成されている。歴史と風格を活かす落ち着いた整備により、歴史的街並みの保全を図る。

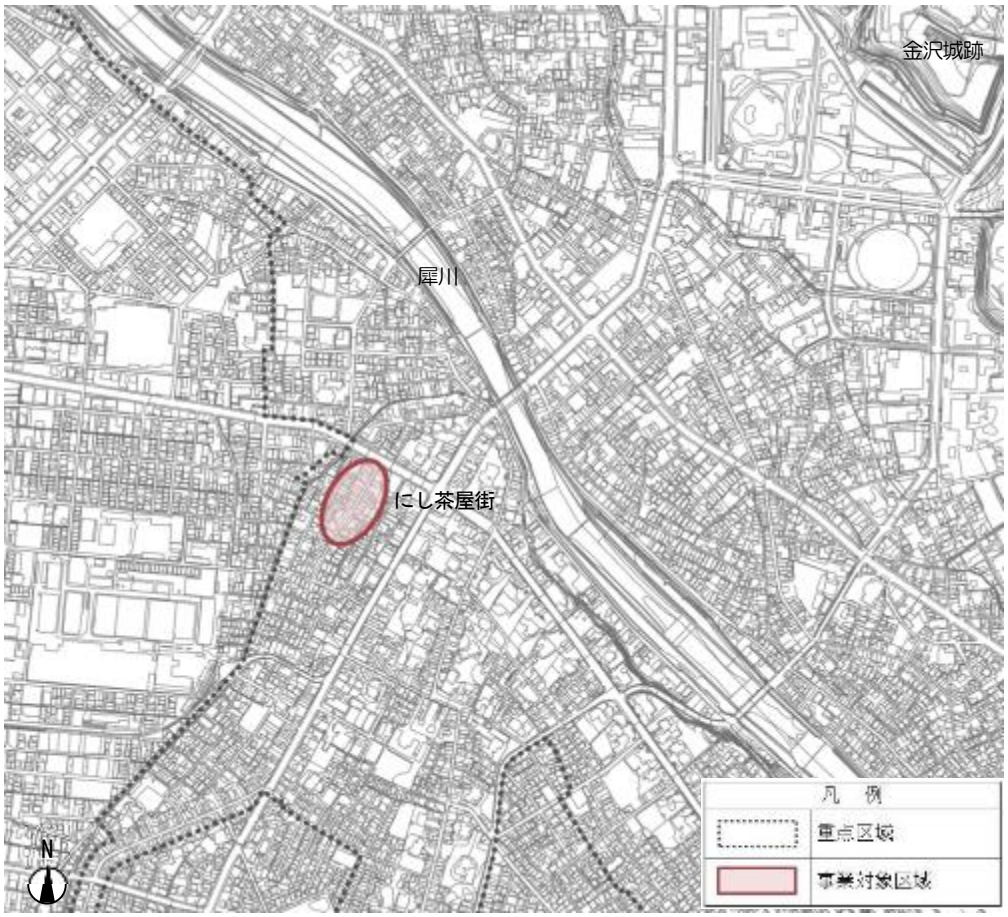
事業 No.	方針（２）-14		
事業名	こまちなみ保存事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成６年度～令和９年度
事業手法	歴史的環境形成総合支援事業（平成 21 年度～22 年度） 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成 23 年度～令和７年度） 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（平成 28 年度～30 年度） 歴史的観光資源高質化支援事業（令和２年度～９年度） 市単独事業（令和元年度～９年度）		
事業概要	市内９箇所で指定している「こまちなみ保存区域」において、区域の特性を生かした建造物の修景整備や復旧整備、環境整備に対する助成を行い、訪日外国人を含めた旅行客の満足度向上やインバウンドの促進を図る。  		
位置及び区域	こまちなみ保存区域 		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	条例に基づく「こまちなみ保存区域」内における伝統的な建造物の保存、活用等を促進するため、外観の修復、災害により被災したものの復旧等に対し助成を行い、金沢らしい魅力を醸し出す歴史的街並みの保全を図る。 また、歴史的街並みの魅力に磨きがかかり、訪日外国人を含めた旅行客の増加が期待できる。		

事業 No.	方針（２）-15		
事業名	川筋景観保全事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 29 年度～令和９年度
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成 29 年度～令和７年度） 市単独事業（令和８年度～９年度）		
事業概要	条例に基づく川筋景観保全区域において、川の風情と調和した景観を保全・形成していくために効果的な民地の緑化、建物外観の修景、室外機などの屋外設備への目隠し等の川筋景観の向上に寄与する工事について助成を行う。 また、川筋景観の魅力向上のため、道路等の修景整備を行う。		
位置及び区域	川筋景観保全区域		



事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

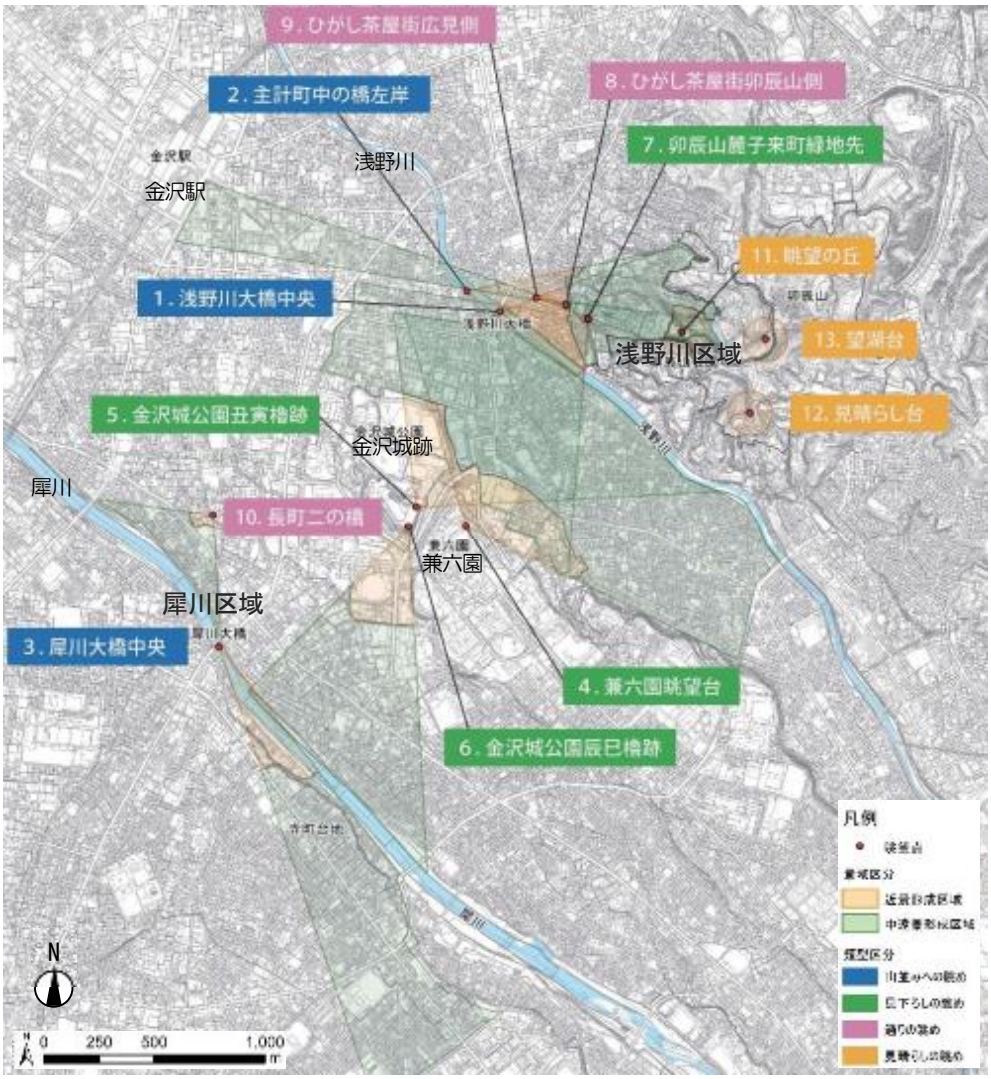
本市における歴史的風致の重要な構成要素である犀川（さいがわ）と浅野川の川筋景観の保全・形成を推進する。

事業 No.	方針（２）-16		
事業名	にし茶屋街緑地整備事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 31 年度～令和２年度
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		
事業概要	にし茶屋街の玄関口にある老朽化した建物を解体後、にし茶屋観光駐車場緑地などの近隣施設と統一感のある質の高い緑地を整備する。 		
位置及び区域	にし茶屋街 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

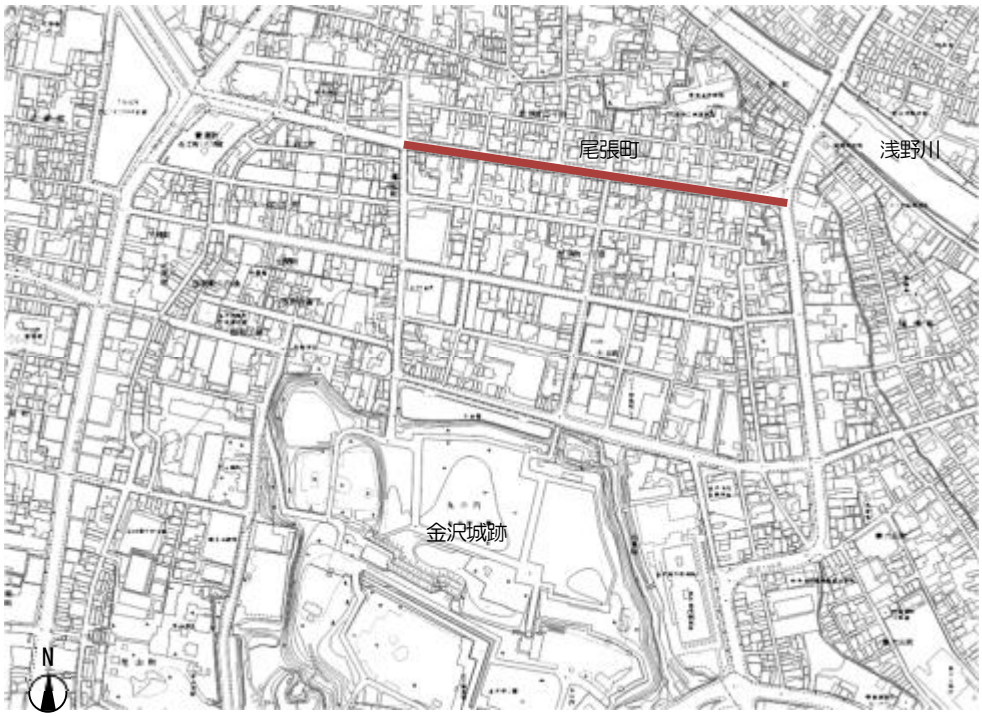
３茶屋街のひとつであり、茶屋様式の建物とともに茶屋文化が色濃く残っている「にし茶屋街」において、地区の玄関口にふさわしい高質な緑地空間を整備し、地区の魅力を一層高めることで、歴史的風致の維持及び向上を図る。

事業 No.	方針（２）-17		
事業名	眺望景観形成事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和元年度～９年度
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（令和元年度～７年度） 市単独事業（令和８年度～９年度）		
事業概要	条例に基づく眺望景観形成区域の眺望点から近い区域（近景形成区域）において、金沢らしい眺望景観を形成していくために効果的な建物屋根の修景、室外機などの屋外設備への目隠し、民地の緑化等の眺望景観の向上に寄与する工事について助成を行う。		
位置及び区域	眺望景観形成区域		



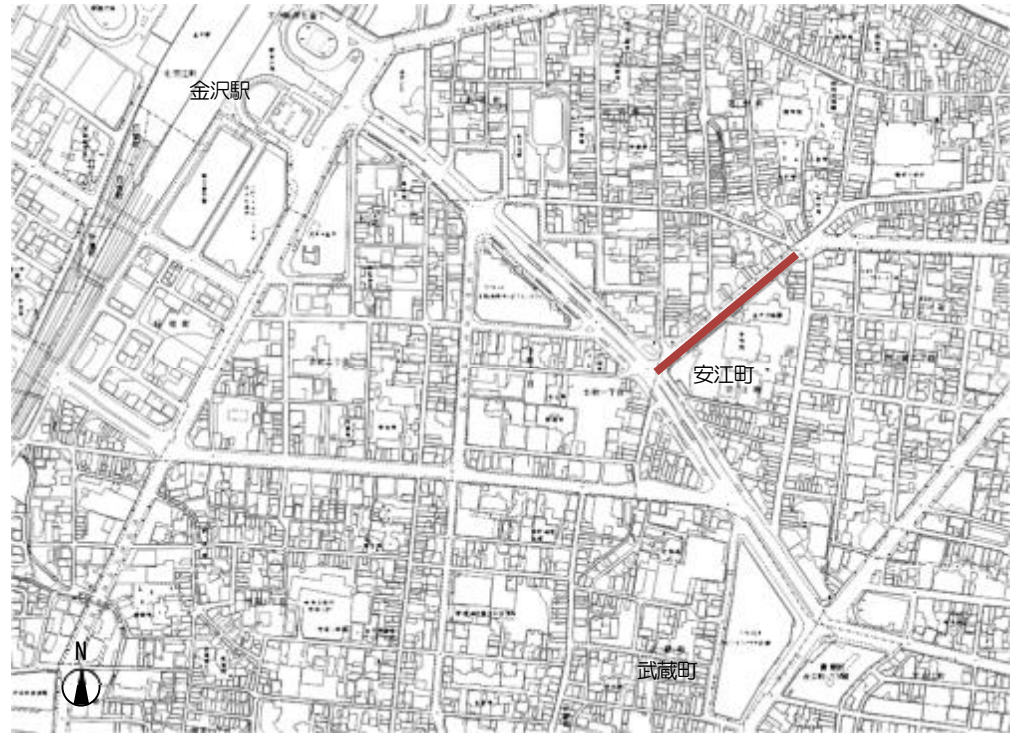
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

本市では、起伏のある地形がもたらす恵まれた自然、歴史的な街並みなどが形づくられ、周辺の景観やその他の環境と調和して、美しい眺望景観を形成している。この眺望景観について、市民、事業者、市などが一体となって保全、創出を行うことで、歴史的風致の維持向上を図る。

事業 No.	方針（２）-18		
事業名	木の文化都市・金沢 創出モデル事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和３年度～９年度
事業手法	市単独事業（令和３年度～９年度）		
事業概要	「木の文化都市」の創出を先駆的に具現化していくため、対象区域における木が感じられ、歴史的なまちなみと調和する建築物の設計及び工事に対して補助金を交付する。 		
位置及び区域	尾張町地内  ※対象は地図上に示す道路に面する敷地		

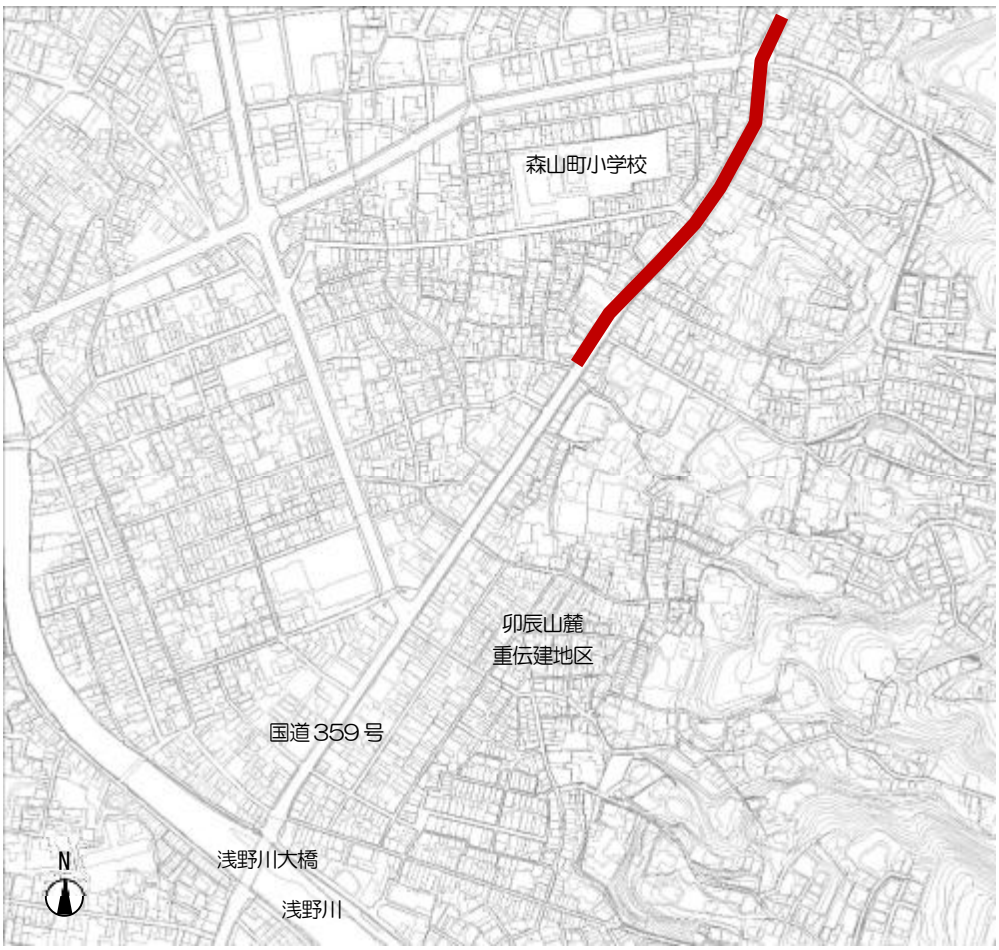
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

まちなみや生活に「木」を取り入れ、歴史と調和した金沢ならではの魅力ある都市を目指す「木の文化都市・金沢」を創出し、歴史的町並みの保全に取り組むことで、歴史的風致の維持及び向上を図る。

事業 No.	方針（２）-19		
事業名	まちなか辰巳用水（高岡町排水路）修景整備事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和３年度～６年度
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）		
事業概要	辰巳用水（高岡町排水路）の未整備区間である東別院沿いの約 100m 区間において用水修景整備を行う。 		
位置及び区域	安江町地内 		

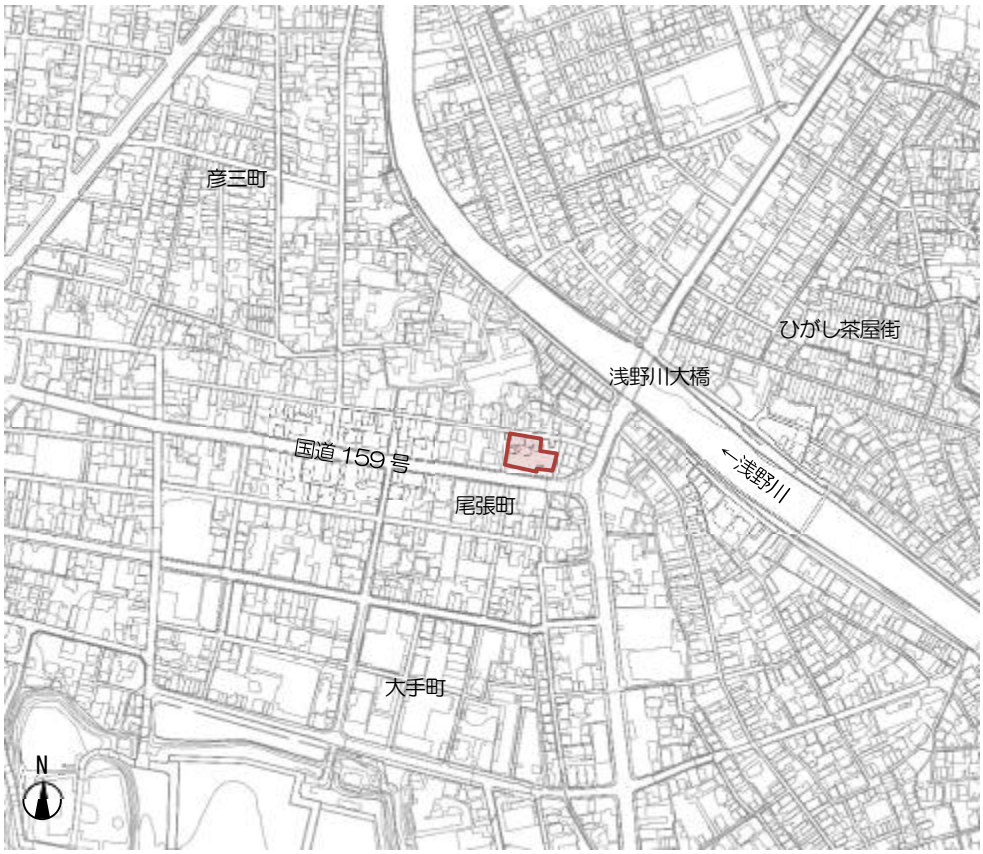
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

城下町金沢の形成過程で重要な要素をなす内外二重の惣構は、当時の都市構造を現在に伝える貴重な歴史遺産の一つである。西外惣構に位置する当該箇所は金沢駅に近接し、市民をはじめ多くの来街者が訪れる。整備が完了した安江町界隈整備事業に続けて、未整備区間である東別院沿いの用水修景整備を行うことで、美しい都市景観の創出と界隈の回遊性の向上により、歴史的風致の維持向上を図る。

事業 No.	方針（２）-20		
事業名	(都)寺町今町線森山～山の上無電柱化事業		
事業主体	石川県	事業期間	令和６年度～
事業手法	無電柱化推進計画事業（補助事業）		
事業概要	森山一丁目交差点から山の上交差点までの約 460m区間において、無電柱化を行う。 		
位置及び区域	森山１丁目～山の上町地内 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

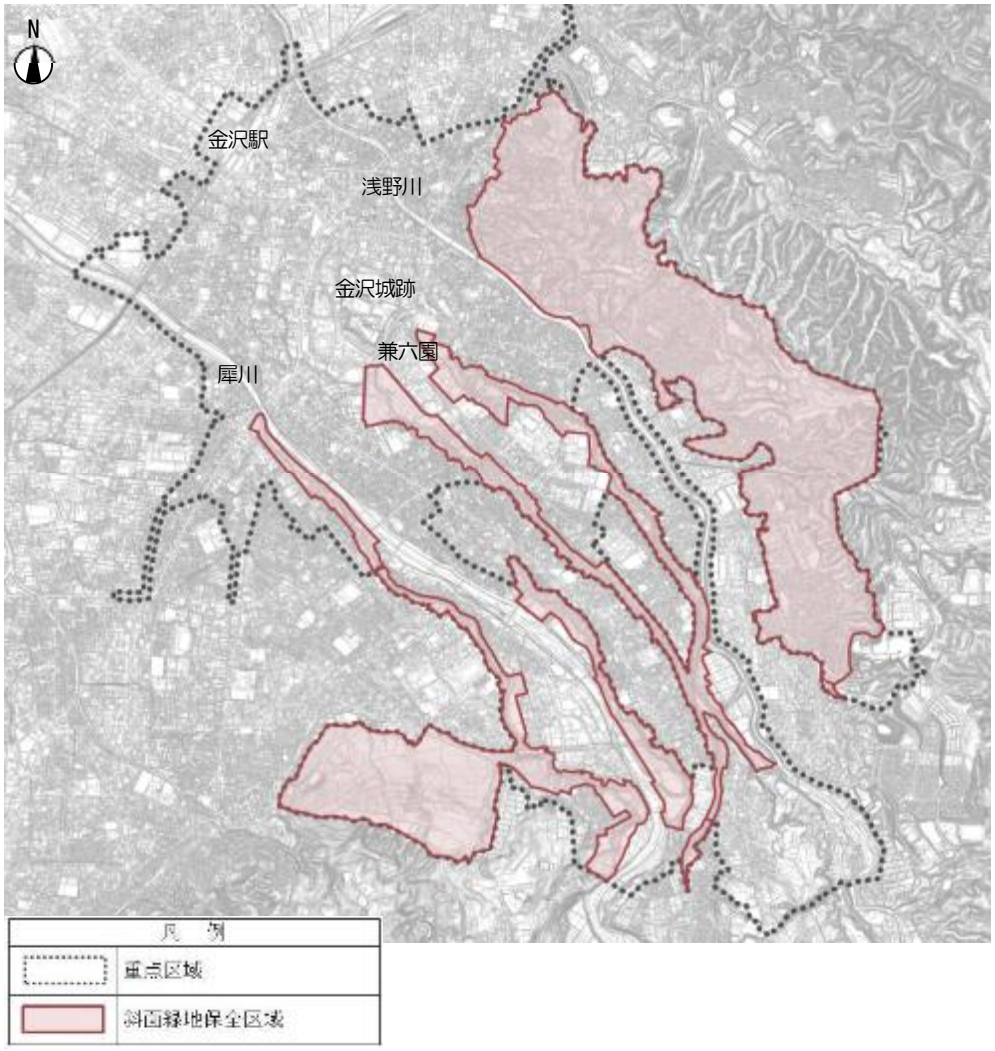
当該区間は卯辰山麓（うたつさんろく）重要伝統的建造物群保存地区に近接し、歴史都市金沢を象徴する金沢城周辺地区や同じく重要伝統的建造物群保存地区である主計町（かずえまち）、ひがし茶屋街へつながる道路の無電柱化を行い、安全な歩行空間の整備や美しい都市景観の向上を図る。

事業 No.	方針（２）-21		
事業名	泉鏡花文化交流拠点施設整備事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和７年度～令和９年度
事業手法	市単独事業 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和８年度）		
事業概要	老朽化が進行している旧菓子文化会館及び隣接する泉鏡花記念館の両館について、歴史文化を体感し、市民・国内外の観光客が楽しめる文化拠点施設として一体的に整備を行う。  		
位置及び区域	尾張町２丁目、下新町地内 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

当該箇所周辺はかつて菓子屋や劇場といった様々な生業が集積していた地であり、現在でも界隈性を特徴づける建築物が建ち並んでいる。また、明治初期から昭和にかけて活躍した金沢三文豪のひとり泉鏡花の生地としても知られる地域である。当該拠点の整備により界隈の回遊性を向上させ、周辺の歴史文化の理解を促進することで、歴史的風致の維持向上を図る。

（３）歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

事業 No.	方針（３）-01		
事業名	斜面緑地保全育成事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 12 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	斜面緑地保全区域において、遠望風致を保全するために効果的な高木植栽工事、斜面緑地の保全に係る活動等について助成を行う。 		
位置及び区域	斜面緑地保全区域 		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
本市における歴史的風致の重要な構成要素である斜面緑地の保全、育成を促進する。			

事業 No.	方針（３）-02		
事業名	良好な広告景観形成事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成８年度～令和９年度
事業手法	市単独事業 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和８年度）		
事業概要	景観上支障となったり、周辺景観を阻害する屋外広告物等の撤去に対し助成を行う。  撤去前  撤去後		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
屋外広告物を適切に景観誘導することにより、本市独自の景観としての歴史的風致の維持及び向上を図る。			

事業 No.	方針（３）-03	摘要	
事業名	観光案内板整備事業 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和８年度）		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 21 年度～令和９年度
事業手法	社会資本整備総合交付金 （道路事業に関連する効果促進事業：平成 21 年度～25 年度） 市単独事業（平成 26 年度～令和９年度）		
事業概要	金沢市観光戦略プランや歴史的風致維持向上施策の実施に伴い再整備された新たな名所やコンテンツを活用した観光ルートを開拓する。また、既存の観光案内サインや、案内ホームページの更新を行い、市内の回遊性の向上を図る。		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
本市の観光戦略の基本は加賀藩ゆかりの歴史文化資産の活用にある。観光案内サインや、案内ホームページをより充実させ、市内の回遊性の向上を図ることで、観光客に歴史的な建物や街並み、伝統文化、伝統工芸などの理解を深めてもらう。			

事業 No.	方針（３）-04	摘要	
事業名	多言語化事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 30 年度～令和９年度
事業手法	文化遺産総合活用推進事業（平成 30 年度） 市単独事業（平成 31 年度～令和９年度）		
事業概要	外国人旅行者向けに観光パンフレットや観光マップ、周遊マップ等を多言語化し、歴史的風致としての観光地をエリア別に紹介する。また、観光情報のスマートフォン対応サイトなどを多言語で開設する。 		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
多くの外国人旅行者が、本市の歴史的風致を見て、触れて、感じる体験をすることで、本市の歴史的風致の理解に寄与する。			

事業 No.	方針（３）-05		
事業名	人材育成事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 30 年度～令和９年度
事業手法	文化遺産総合活用推進事業（平成 30 年度） 歴史的風致活用国際観光支援事業（平成 31 年度） 市単独事業（令和２年度～９年度）		
事業概要	外国人旅行者に対する観光案内のため、一般市民ガイドを対象とし、歴史的風致の内容を「正しく」、「わかりやすく」説明するための研修会を開催し、外国語能力の向上を図る。  		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
一般市民ガイドの外国語能力を向上し、本市の歴史的風致に対する外国人旅行者の正しい理解を深める。			

事業 No.	方針（３）-06		
事業名	建築文化発信事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和２年度～９年度
事業手法	地方創生推進交付金（令和２年度～５年度） デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生推進タイプ)（令和５年度～６年度） 市単独事業（令和２年度～９年度）		
事業概要	市民とともに建築とまちづくりについて考える金沢・建築文化会議を引き続き開催するほか、金沢の建築文化の魅力や、歴史的背景を再認識させる映像を作成し、現在のまちづくりの中心を担っている層に向けて発信する担う層に向けて発信図っている。 また、建築関連の事業を「金沢・建築月間」として一体的に周知開催し、建築文化の普及を図っている。 		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
藩政期の歴史的建造物を基調としつつ、多様な時代の建築物が点在するモザイクのような街並みを次世代に継承していくため、建築文化の裾野拡大の取り組みを行い、市民の建築やまちづくりに関するリテラシーを高め、将来的な歴史的風致の維持及び向上へ繋げる。			

事業 No.	方針（３）-07		
事業名	公共シェアサイクル「まちのり」運営事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和７年度～
事業手法	市単独事業（令和７年度～）		
事業概要	電動アシスト自転車の導入、ポートエリアの拡充、ＩｏＴを活用した案内機能の強化など、利便性を向上し、新たな公共シェアサイクル「まちのり」を運用する。 		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
歴史的風致の重点区域を回遊する手段としてのシェアサイクル「まちのり」について、利便性を高め、市民及び観光客が歴史的な街並みを快適かつ効率的に周遊することを可能とすることで、歴史的風致の理解促進を図る。			

事業 No.	方針（３）-08		
事業名	加賀百万石回遊ルート魅力向上事業		
事業主体	石川県	事業期間	令和元年度～９年度
事業手法	文化資源活用事業費補助金、県単独事業		
事業概要	金沢城鼠多門と鼠多門橋の完成により、長町武家屋敷跡から尾山神社を経て、金沢城、兼六園、本多の森公園に至る加賀藩ゆかりの歴史遺産を巡るルート「加賀百万石回遊ルート」が形成されるため、その魅力を向上する施策を実施する。 施策：ルート案内サインの整備、スマートフォンアプリの整備		
位置及び区域	長町武家屋敷跡～尾山神社～金沢城～兼六園～本多の森公園		

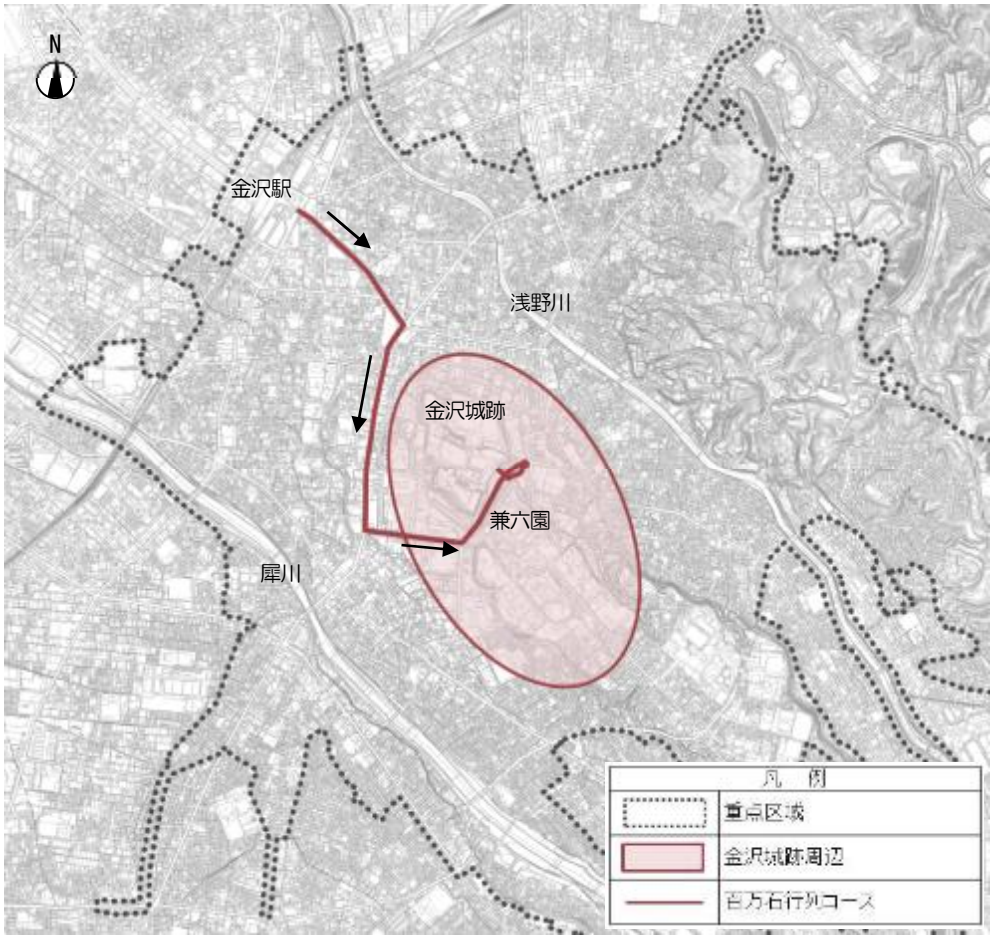


事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

金沢城鼠多門及び鼠多門橋の完成により、長町武家屋敷群跡から金沢城、兼六園、本多の森公園に至る加賀藩ゆかりの歴史遺産を巡る回遊ルートが形成されることを受け、ルートに点在する多様な歴史的建造物等の情報発信等を図り、本市の歴史的風致の核である金沢城、兼六園を中心とした周辺環境の魅力向上へ繋げる。

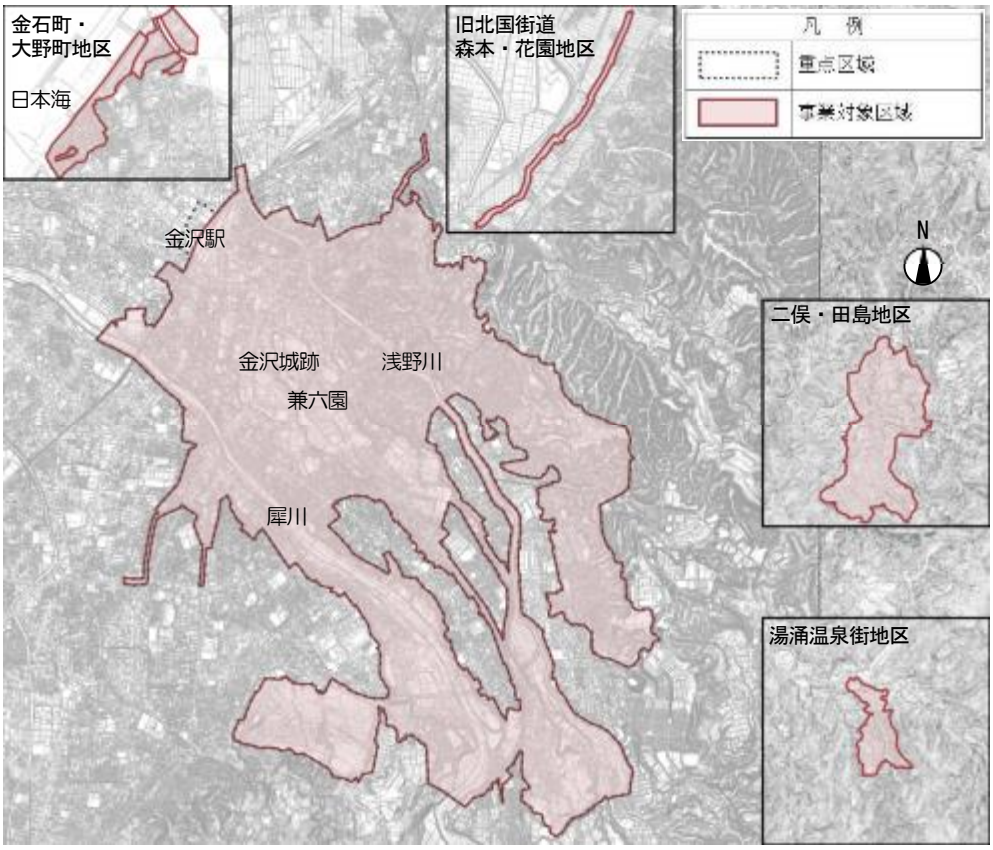
（４）伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成に関する事業

事業 No.	方針（４）-01		
事業名	金沢百万石まつり開催事業		
事業主体	金沢百万石まつり実行委員会	事業期間	昭和 27 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	金沢市及び金沢市商工会議所を中心として組織された実行委員会により、メインの百万石行列をはじめ、様々な伝統行事等を実施し、百万石まつりを運営する。 〇百万石まつりプログラム 百万石行列、百万石茶会、百万石薪能（たきぎのう）、加賀百万石「盆正月」等		
位置及び区域	金沢城跡周辺		



事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

「金沢百万石まつり」は、近世城下町から引き継がれてきた都市構造、金沢城に代表される歴史遺産群、伝統文化や工芸技術など、金沢の歴史的風致を活用したソフト事業の代表であり、市民の積極的な参加を促し、歴史的風致に触れる機会を創出し、内外に発信する。

事業 No.	方針（４）-02		
事業名	工芸工房開設奨励事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 10 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	中心市街地等における伝統工芸産業の工芸家及び職人の創作活動の場を確保するため、当該中心市街地等の区域内にある商店街の空き店舗等の利用による職人工房の開設に要する経費に対して補助金を交付する。  整備前  整備後		
位置及び区域	伝統環境保存区域、伝統環境調和区域及び近代的都市景観創出区域の一部 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

職人のまち金沢においても、近年、職人層の高齢化と中心部からの転出により、街の中から「ものづくり」の活気と伝統が失われつつある。このため、中心市街地の空き店舗等を伝統工芸産業の工芸家や職人の工房として活動の場を確保することにより、中心市街地活性化の一助とする。また本市の歴史と伝統を反映した生業（なりわい）を継承することにより、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

事業 No.	方針（４）-03		
事業名	金澤町家職人工房開設事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 21 年度～令和２年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	まちなかの未活用の町家を再生、活用し、伝統工芸産業の 40 歳以下で独立してから５年未満の若手工芸作家、若手職人等の独立を支援するインキュベーション施設となる貸し工房を開設する。ここでは、ギャラリーとしても活用し、広く本物の工芸や職人の技をアピールする。  		
位置及び区域	東山２丁目地内 		

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

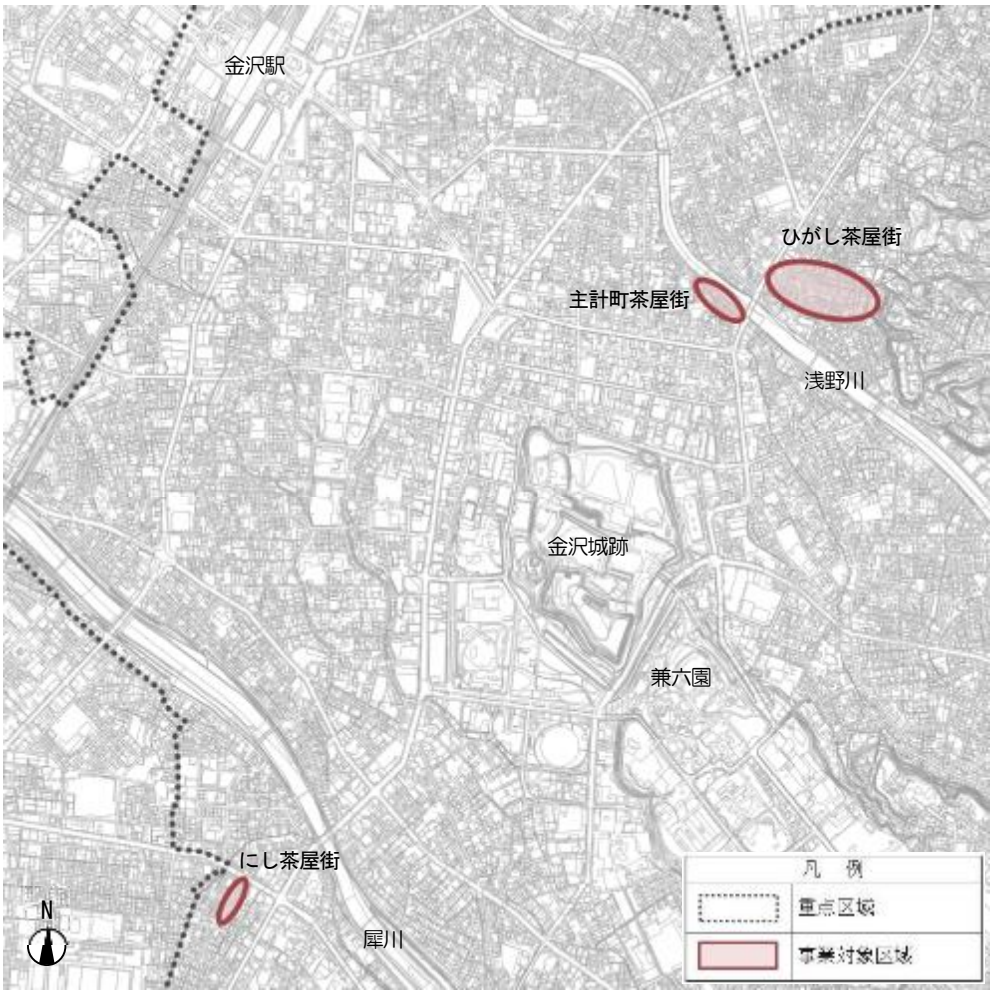
伝統工芸産業の若手工芸作家や若手職人等の独立を支援することにより、本市の歴史と伝統を反映した生業（なりわい）を継承するとともに、未活用の町家を再生、活用することで、町家に新しい息吹を吹き込み、創造的な活動を生み出すことで、良好な歴史的風致の維持及び向上が図られる。

事業 No.	方針（４）-04		
事業名	芸妓（げいぎ）文化継承支援事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成２年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	芸妓文化の担い手を支援する石川伝統芸能支援経済人会議の取り組みに対し、石川県と連携して支援を実施する。		




金沢芸妓（かなざわげいぎ）

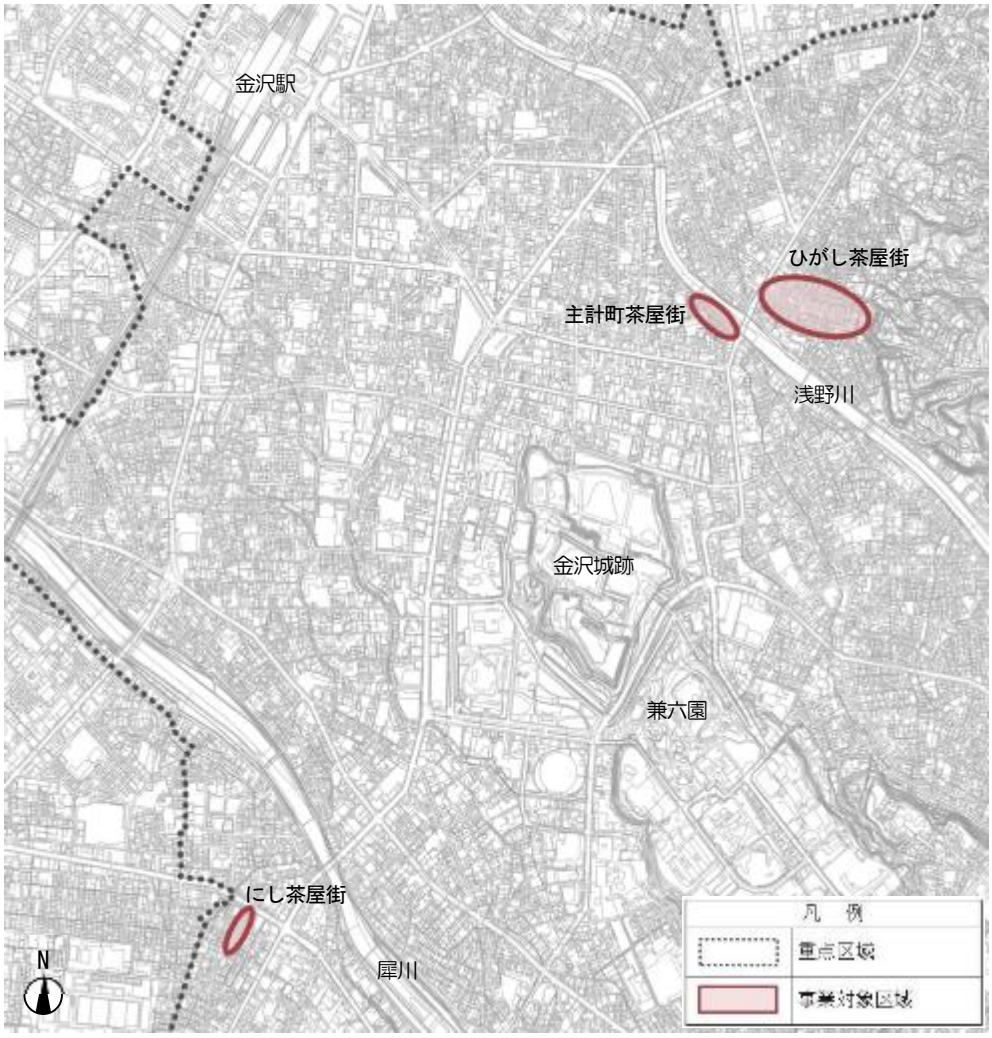
位置及び区域　３茶屋街



事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

３茶屋街に継承される伝統芸能の継承・育成・普及を推進することにより、茶屋街特有の風情、情緒の維持が図られる。

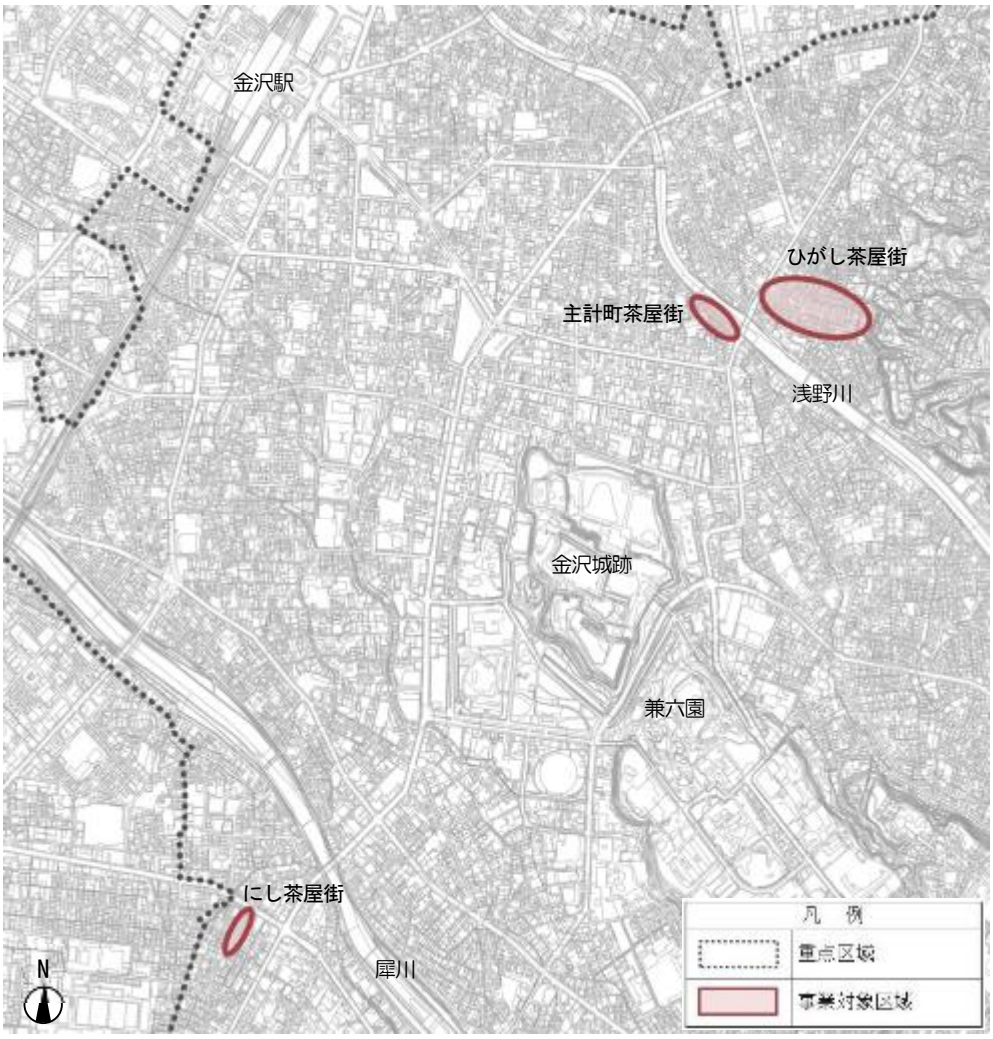
事業 No.	方針（４）-05		
事業名	金沢の茶屋文化継承事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 29 年度～令和８年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	和風設備の客席を設け、伝統芸能を興じ、客に遊興又は飲食させる店舗で、地域に密着し、かつ、本市の和の文化に触れることができる店舗に対して、内装改修工事、給排水設備等工事、外国人利便性向上工事への助成を行う。		
位置及び区域	３茶屋街		



事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

金沢固有の伝統芸能を担う茶屋の施設改修を行うことにより、茶屋街固有の風情、情緒の維持が図られる。

事業 No.	方針（４）-06		
事業名	金沢の茶屋文化継承資金利子補給事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 29 年度～令和８年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	和風設備の客席を設け、伝統芸能を興じ、客に遊興又は飲食させる店舗で、地域に密着し、かつ、本市の和の文化に触れることができる店舗に対して、金融機関から借り受けている融資（既存の茶屋の増築・改築・修繕・改造等に要する事業資金や茶屋の運営及び維持のために必要な事業資金）の利子補給を行う。		
位置及び区域	３茶屋街		



事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

金沢固有の伝統芸能を担う茶屋の経営安定化を支援することにより、茶屋街固有の風情、情緒の維持が図られる。

事業 No.	方針（４）-07		
事業名	伝統産業技術研修者育成事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成２年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	伝統産業の専門的知識及び技術を修得しようとする者、もしくは修得しようとする者を雇用する事業者に対して奨励金を交付する。  金沢漆器  金沢仏壇		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
本市の伝統産業等の後継者として、質の高いものづくりを担う人材を育成することにより、伝統産業のさらなる振興を期すとともに、歴史と伝統を反映した生業（なりわい）の継承を図る。			

事業 No.	方針（４）-08	摘要	
事業名	加賀宝生（かがほうしょう）子ども塾事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 14 年度～令和９年度
事業手法	地方創生推進交付金（令和元年度～４年度） デジタル田園都市国家構想交付金（令和５年度～６年度） 市単独事業（平成 14 年度～令和９年度）		
事業概要	市内の小中学生を対象に、金沢市指定無形文化財である加賀宝生を月２回の割合で２年間教える。  練習風景  記念発表会		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
藩政期から受け継がれている加賀宝生は、現在も広く市民の間で親しまれており、これを子どもたちに教えることを通じて、能楽が有する固有の文化性（美、礼節など）を人づくりに活かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐすそ野の拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。			

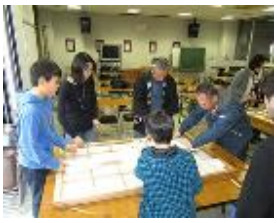
事業 No.	方針（４）-09		
事業名	金沢素囃子（かなざわすばやし）子ども塾事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 17 年度～令和９年度
事業手法	地方創生推進交付金（平成 30 年度～令和４年度） デジタル田園都市国家構想交付金（令和５年度～６年度） 市単独事業（平成 17 年度～令和９年度）		
事業概要	市内の小中学生を対象に、金沢市指定無形文化財である金沢素囃子を教える。  発表会  練習風景		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
金沢素囃子は北陸では金沢だけに残る伝統芸能であり、これを子どもたちに教えることを通じて、素囃子が有する固有の文化性（美、礼節など）を人づくりに活かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐすそ野拡大を目指し、本市の伝統文化の振興発展に寄与する。			

事業 No.	方針（４）-10		
事業名	金沢工芸子ども塾事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 20 年度～令和９年度
事業手法	地方創生推進交付金（平成 30 年度～令和４年度） デジタル田園都市国家構想交付金（令和５年度～６年度） 市単独事業（平成 20 年度～令和９年度）		
事業概要	市内の小中学生を対象に、金沢の伝統工芸技術を教える。   指導状況		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
金沢のもつ工芸の伝統や人材を活かし、子どもの頃からものづくりの楽しさを体験させることを通じ、工芸の素質、素養を磨き、将来の一流の工芸作家の発掘と育成を図る。また、金沢の伝統工芸を次代に引き継ぐすそ野拡大を目指し、本市の伝統工芸の振興発展に寄与する。			

事業 No.	方針（４）-11		
事業名	金沢・茶道子ども塾事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 22 年度～令和９年度
事業手法	地方創生推進交付金（令和元年度～４年度） デジタル田園都市国家構想交付金（令和５年度～６年度） 市単独事業（平成 22 年度～令和９年度）		
事業概要	市内の小中学生を対象に、暮らしに根付く伝統文化である「金沢の茶道」を教える。  		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
金沢の茶道文化は、平成 22 年２月に国から選定を受けた「重要文化的景観」の構成要素のひとつと位置づけられており、市民茶会などを通して広く市民にも親しまれている。藩政期から連綿と受け継がれ、伝統工芸や食文化等にまで広がりを持つ「金沢の茶道」を子どもたちが学び、体験することを通じて、未来の茶道文化の担い手を育成し、伝統文化を継承する。			

事業 No.	方針（４）-12		
事業名	金沢伝統文化親子体験講座事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 28 年度～令和元年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	金沢の文化の未来を担う人づくりを目的として、市内の小学生高学年親子を対象に、いけ花・箏曲（そうきょく）・剣詩舞道・きものの４つの講座を、未就学児親子を対象に日本舞踊の体験できる講座を開催する。  日本舞踊講座  箏曲（そうきょく）講座		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
子ども達に金沢の多様な伝統文化に親しんでもらうための学習及び体験の場を提供し、本市の歴史と伝統を反映した文化を未来に引き継ぐすそ野を拡大し、継承する。			

事業 No.	方針（４）-13		
事業名	金沢文化力向上カレッジ事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 28 年度～令和２年度
事業手法	地方創生推進交付金（令和２年度） 市単独事業（平成 28 年度～令和２年度）		
事業概要	文化活動やまちづくり活動に取り組んでいる学生を中心に、伝統文化体験プログラムを開催する。 ・茶道文化体験プログラム ・伝統芸能体験プログラム （加賀宝生・金沢素囃子） ・工芸体験プログラム （加賀友禅・加賀象嵌など）。	 金沢素囃子講座	 加賀宝生講座
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
金沢文化の未来を担う人づくりを目的として、学生を対象に、金沢に息づく文化について考え、体験できるプログラムを開講し、将来、文化を担っていくために必要な資質・能力・マインドを身に付け、本市の歴史と伝統を反映した芸能、文化、工芸を未来に引き継ぐ裾野を拡大し、継承する。			

事業 No.	方針（４）-14		
事業名	子どもマイスタースクール		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 14 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	小中学生を対象に、金沢職人大学校に所属する現役の職人が講師となり、伝統的な技術や体験談、文化について教える。	   	
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
藩政期から伝えられている職人の高度な伝統技術を子どもたちが学び、体験することを通じて、後継者の育成、職人の心意気の継承が図られる。			

事業 No.	方針（４）-15		
事業名	旧町名復活事業		
事業主体	金沢市	事業期間	平成 11 年度～令和９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	旧町名を歴史的文化資産として復活し後世に継承する。旧町名の復活推進にかかる活動及び旧町名継承まちづくり協定に基づく活動に対し支援を行い、地域における住民相互の連帯意識の醸成及び住民によるまちづくりの活性化を図る。  復活前  復活後		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
旧城下町区域においてその基本単位となる町会においては、現在も藩政期のまちの特徴を象徴的に表した旧町名を呼称している場合が多く、地域住民は現在も深い愛着をもっている。この由緒ある旧町名の復活を推進し、まちづくりと地域コミュニティの活性化を図ることで伝統行事、伝統芸能を継承・育成につなげる。			

事業 No.	方針（４）-16		
事業名	こども芸術文化体験フェスタ開催事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和２年度～３年度
事業手法	地方創生推進交付金（令和２年度～３年度） 市単独事業（令和２年度～３年度）		
事業概要	こども芸術文化体験フェスタの年２回開催 （夏開催）　こどもたちが文化に関心をもつきっかけを作るため、音楽文化を中心に、楽器体験や各種文化体験を実施。 （冬開催）　こどもたちが春から新たに文化を学び、お稽古事を始める契機とするため、お稽古体験やステージプログラムを開催。  素囃子体験の様子		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
将来、伝統文化及び工芸技術を担うこどもたちが、実際に芸術文化にふれる体験やステージプログラムを経験することで、伝統文化や工芸技術の裾野拡大や後継者育成に寄与する。			

事業 No.	方針（４）-17		
事業名	金沢学生大使文化芸術発信事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和３年度～４年度
事業手法	地方創生推進交付金（令和３年度～４年度） 市単独事業（令和３年度～令和４年度）		
事業概要	学生を「金沢文化芸術発信学生大使」に任命し、金沢の文化体験や文化施設の訪問を行ってもらい、学生目線で感じた金沢文化の魅力を市 HP や個人 SNS 等で年間を通して発信してもらう。 		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
金沢の文化・芸術を若い世代に伝えるとともに、行政があまり着目してこなかった『若者の発信力』を活用した多様な広報活動を実施する。これにより、若い世代における伝統文化や芸術等の担い手・支え手の育成や確保につなげ、歴史的風致の維持及び向上を図る。			

事業 No.	方針（４）-18		
事業名	わくわく子ども文化祭事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和６年度～９年度
事業手法	地方創生推進交付金（令和４年度）、市単独事業（令和４年度） いしかわ百万石文化祭 2023 地域文化発信事業助成金（令和５年度） 中心市街地活性化ソフト事業特別交付税（令和５年度～）		
事業概要	子どもたちが文化に触れ、親しむ機会を創出するとともに、文化の担い手の育成につながるため、小中学生の親子を対象とした多様な文化芸術体験プログラムを開催。 		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
子ども達に金沢の多様な音楽文化や伝統文化に親しんでもらうための体験の場を提供し、本市の歴史と伝統を反映した文化を未来に引き継ぐための裾野を拡大し、継承することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。			

事業 No.	方針（４）-19		
事業名	職人大学校機能強化事業		
事業主体	金沢市	事業期間	令和６年度～９年度
事業手法	市単独事業		
事業概要	全国唯一の歴史的建造物に関する研修機関」として職人大学校の 将来のあり方検討を踏まえた機能・組織力の強化 と 全国に向けた情報発信を行う。		
位置及び区域	市全域		



事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

金沢職人大学校の機能・組織力の強化と全国に向けた情報発信を行うことで、歴史的風致の核となる歴史的建造物の一層の保全や、修了生の活躍の場を広げることによる職人の高度な伝統技能の継承に寄与する。

事業 No.	方針（４）-20		
事業名	薦づくり担い手育成事業　　景観政策課		
事業主体	金沢市	事業期間	令和６年度～９年度
事業手法	市単独事業 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（令和８年度）		
事業概要	薦づくり職人と金沢職人大学校の職人等との連携により、薦製作継承に係る解決策を検討する。  		
位置及び区域	市全域		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由			
金沢市内で一人だけとなった薦づくり職人の担い手を育成し、金沢産の薦を維持継承することで、金沢の冬の風物詩である土塀の薦掛けの景観を保全する。			